

令和4年9月7日

令和4年第3回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和4年第3回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和4年9月7日(水)
招集の場所 和東町議会議場
開閉議日時 開議 午前 9時30分
閉議 午後 3時16分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊彦
3番	藤	井	清隆	4番	村	山	一彦
5番	吉	田	哲也	6番	井	上	武津男
7番	岡	本	正意	8番	畑		武志
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰正

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島川昌代
書 記 西田絵美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	榎本由佳

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	3番 藤井清隆 4番 村山一彦

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 6号 令和3年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
認定第 7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 7 議案第35号 社会福祉センター等解体工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第36号 町道鷺峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第二
回変更について
報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。

ただいまから、令和 4 年和東町議会第 3 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われますので、質問、答弁の際は、マイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、クールビズの期間に入っておりますので、上着・ネクタイの着脱は自由といたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年第 3 回の定例議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃は、和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げさせていただきたいと思えます。

先ほど議長の話がありましたように、コロナの感染ですが、7 波のピークは過ぎてきたかなと、こんな感じではありますが、まだ全国的に多くの感染者が出ております。和東町もこのところ毎日のように出ているわけなんです、国のほうではこの 26 日、全数把握というんですか、調査いうんですかね、これを見直されるということをおっしゃっております。和東町におきましても、変わらず皆さんに協力をお願いしながら、この問題に当たってまいりたいと、このように思っております。

さて、本議会でございますが、今回予定させていただいておりますのは、令和3年度の決算の認定、それと補正予算、また契約の議決案件等14件の議案を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれも可決・認定いただきますことをお願い申し上げます、甚だ簡単ですが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

畑 武志議員から遅刻の届けが出ております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、藤井清隆議員、4番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する

報告をさせていただきたいと思います。

定例会報告書のほうをよろしくお願ひいたします。

報告第9号

健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を、別紙のとおり、監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月7日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

1. 健全化判断比率

実質赤字比率、該当ございません。連結実質赤字比率、該当ございません。実質公債費比率、12.2%。将来負担比率、30.6%。

2. 資金不足比率

特別会計の名称、資金不足比率の順に説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計、該当ございません。下水道事業特別会計、該当ございません。

次に、算定の基礎となる事項を記載した資料、また、別添にはなりますが、令和3年度財政健全化審査意見書、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、下水道事業特別会計経営健全化審査意見書につきましては、監査委員のご意見をいただいておりますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願ひいたします。

私のほうからの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

議長から報告いたします。

監査委員より、令和4年7月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、8月23日に、町長・副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和4年度事業の執行状況について事務調査を行いました。

初めに堀町長から、全国的にコロナ感染者は増えてきているが、和東町においても陽性者が7月、8月で急激に増えている。京都山城総合医療センターにおいても職員が多数感染し、8月22日から当分の間、外来診療・救急診療等を中止されると報告があり、地域の拠点病院であることから、本町のホームページにも診療中止等のお知らせを掲載した。住民の安心安全な暮らしを守る立場として非常に残念ではあるが、改めてオミクロン株の感染力の脅威を再認識した。今後も1人1人がしっかりと感染対策を講じ、感染しない、感染させない行動を取るよう心がけたいと挨拶されました。

次に、令和4年度の執行状況の説明があり、前年度からの繰越を除く一般会計予算では、37億3,560万円の予算に対し歳入33%、歳出20%の執行状況となっています。

各課の事業執行状況では、町営バス木屋線運休に伴うタクシー運行の運賃助成では、7月末現在の利用者数は53名で、昨年より多くなっている。

杣田地内に設置予定の耐震用地下式防火水槽は8月中に入札を予定している。

今夏の海洋センタープールの利用は、コロナ感染拡大のため中止とした。

大学生等奨学金給付事業では、奨学金給付の２次募集を９月から１０月に行う。

障害者地域支援事業として、障害者の訪問入浴支援事業を今年度新たに開始した。

和東保育園耐震補強及び大規模改修工事は８月に工事請負契約を締結し、来年２月末完成に向け工事も着手された。

説明の後、各委員からは、コロナ感染拡大による山城総合医療センターの閉院について、救急患者や外来診療受入れのストップは影響が大きい。どのように見ておられるのか。また、その間の診療所での受入体制や住民への周知は。

本町においてもコロナ感染者が８月だけで１００人以上となっている。実態把握はどこまでされているのか。

ワクチン４回目接種の今後の予定は。

子供や若年層の接種は低いが、本町の傾向は。ワクチンの信用性も若い人は低い。しっかり情報を発信して進めてほしい。

また、診療所で実施しているコロナ感染無料検査の内容や利用数、今後の見通しは。

地域公共交通デマンド事業について９月３０日より実証実験を開始されるが、周知方法は。

より多くの方に知っていただくため各地域、いろいろな機会を通じて説明会の開催や予約方法、利用者の最寄りの場所までの送迎等の検討は。

また、原山から湯船間の奈良交通バス運行が廃止される予定だが、湯船地域において事前に行われた説明会、意見交換会での内容は。

診療所に新しい常勤医師を迎えての診療体制や看護師の体制は。午後診療も拡充されたが、以前実施されていた夜間診療再開の考えは。民間の医院との兼ね合いもあるが、公的な医療機関として、今後、総合保健福祉施設もできることから、夜間診療や土曜診療も視野に入れ検討してほしい。

この他、マイナンバーカードの申請状況やさらなる取得に向けた今後の進め方は。

今年の茶源郷まつりの開催や休日応急診療所の利用状況など活発な意見や質問が出

されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。

私のほうからは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は8月25日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和4年度の事業執行状況について事務調査を行いました。

町長挨拶の後、主な事業の執行状況の報告があり、空き家を活用した町内滞在型のサテライトオフィスを増やす新規事業では、国際日本茶協会と業務委託契約を結び、空き家の把握や登録、将来の企業誘致に向けて連携した中で事業を進めていただいている。和東スマートワークオフィスの利用については、9月1日から1月31日までの95日間、1企業から申請が出ている。

コロナ禍の中、4月から7月までの観光案内所の来場者は3,045人で、観光客は少しずつ戻ってきている。農泊事業においても農家の方と相談し、8月から再開している。今後もコロナ感染の状況を見ながら、海外、修学旅行生の受入れを行う予定である。

延期となっていたワールドマスターズゲームズ大会は、5年後の2027年5月に開催されることとなった。

総合保健福祉施設整備事業では、計画どおり事業が進んでおり、9月定例会で社会福祉センター等解体工事請負契約の締結が議決された後、解体工事が始まる。

農業次世代人材投資資金給付事業では、新規就農者個人3名と夫婦一組に資金給付を予定している。

茶源郷和東生活応援商品券事業では、コロナ交付金を活用し、1人1万円の商品券

を交付した。

祝橋整備事業については、現在、上部工の工事が10月末の完成を目途に進んでいる。今後、右岸、左岸の道路改良を行い、来年度中の完成を目指し事業が進められる。

別所舟尾川、白栖大勘定川の浚渫工事はほぼ完成している。

また、8月16日から18日の豪雨による被災状況について、多いところで130ミリの降雨量があった。鉄砲水などで和東町内全体11か所の被災が確認されていると報告があった。

説明の後、質疑に入り、各委員からは、水道料金値上げ前後による一般会計からの繰入れの推移や経過は、経営の安定化をいかに保っていけるか、水道事業だけに限らず他の事業においても収入は減り、経費は増え、危険ゾーンに踏み込んできているように思う。現状をどのように認識されているか。また、今後の見通しは。

下水道マンホールポンプの耐用年数や災害時、停電時の対応は。

石寺橋架替工事による安全面の確保について、周辺の道路も含めてどのように進められるのか。

原油・肥料の高騰に農業者は非常に困っている。国・府の補助金制度などはないのか。

森林の整理・伐採を行う、森林経営管理事業に803万円予算計上しているが、計画はどのようになっているのか。前回、和東川撰原付近の竹林を伐採されたが、継続されるのか。

その他、最近、有害鳥獣による被害が増えてきているように思うが、その現状は。

移住・定住促進事業では、固定資産納税通知と併せて空き家バンク制度を周知とあるが、どのようにPRされているのかなど、活発に意見や質問をされました。

また、先日、府道木津信楽線湯船地内の道路にごみが捨てられていた。不法投棄のパトロールは毎週3日巡回されているが、担当職員以外の職員もごみ投棄現場を通行したときには、素通りすることなく対応すべきと指摘されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、村山一彦議員。

○相楽東部広域連合議会（村山一彦君）

それでは、私のほうから、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会は、去る7月25日午前9時30分から和東町議会議場において開催されました。

開会宣言に続いて、議席の指定、会議録署名議員の氏名、会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、井上議員が、教育長の独自の施政方針やヤングケアラー問題等について質問をされました。続いて、笠置町、坂本議員からは児童館の今後やいじめ問題の取組等について、最後に、南山城村、梅本議員からは、クリーンセンターの今後やSDGsの取組、学校施設の避難所活用等についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第5号専決）の件」については、歳入歳出それぞれ7,485万4,000円を減額し、歳入歳出総額を9億1,092万2,000円とするものでした。

続いて、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「南山城小学校スクールバス購入事業」について、スクールバスの納期等について質問が出されました。

承認第1号・第2号ともに全員賛成で承認されました。

次に、議案第3号 工事請負契約の第1回変更については、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事請負契約の工期を令和4年9月30日まで延長するもので、期間延長の理由や契約金額の増額の有無に係る質問が出されました。

議案第4号 令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出総額を8億2,779万1,000円とするもので、相楽東部クリーンセンター安全対策工事の事務整理対応として計上されたもので、審議の結果、議案第3号・第4号ともに賛成多数で可決されました。

また、同意第5号 相楽東部広域連合監査委員の選任について、久保憲司議員が新たに選任され、最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上で、令和4年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

次に、京都地方税機構広域連合議会、藤井清隆議員。

○京都地方税機構広域連合議会（藤井清隆君）

それでは、令和4年京都地方税機構議会定例会の報告を行います。

令和4年京都地方税機構議会定例会は、8月2日午後2時より、京都ルビノ堀川にて開催されました。

諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、副議長選挙について、指名推選により亀岡市議会議長の福井秀昭氏が選出されました。

引き続き、第2号議案 副広域連合長任期満了に伴う後任の選任人事案件が提出され、山添藤真氏が選出、同意されました。

さらに、第1号議案 令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件が上程され、広域連合長が説明されました。

次に、2名の議員による一般質問が行われ、府議会の池田正義氏が、情報セキュリティ対策及びキャッシュレス納付について質問され、同じく、府議会の光永淳彦氏が、コロナ禍のBCP対応方針について、また、物価高の影響への課題について質問されました。

続いて、議案に対する討論が行われ、宇治市の山崎 匡氏が反対討論され、与謝野

町の宮崎有平氏が賛成の意見を述べられ、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上をもって報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会、井上武津男議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

令和4年第2回定例会が8月26日午後1時30分よりメルパルク京都7階スタジオ1で開催されました。

初めに、連合長より議案の提案理由説明が行われました。同意1件、承認2件、議案3件、認定2件、請願2件で、一括して説明されました。

同意1件では、副連合長の選任で渡辺 隆氏が同意されました。

その後、一般質問があり、理事者側の丁寧な応答により終了。

承認第1号は、専決処分の承認について「京都府後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」で、全員賛成で可決。

承認第2号は、専決処分の承認「令和4年度一般会計補正予算（第1号）」で、補正額1,302万5,000円で、総額12億1,758万1,000円から12億3,060万6,000円に補正、賛成多数で可決。

議案第8号は、京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、全員賛成で可決。

議案第9号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）は、補正額1,000万1,000円で、総額12億3,060万6,000円から12億4,060万7,000円に補正。歳入は国庫支出金（特別調整交付金）、歳出は、窓口負担割合見直しに伴う周知、広報ポスター、リーフレット発送業務委託、及び被保険者証2回目交付に係る経費などに対する構成市町村への補助に要する総務費の増、繰越金を財源とする議会費借上料、情報公開・個人情報保護審査会報酬等に要する議会費の増、全員賛成で可決。

議案第10号 令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、補正額22億7,725万円で、総額3,846億8,265万8,000円から3,869億5,990万8,000円に補正。歳入は、国庫支出金（調整交付金）、歳出は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する、国による財政支援の延長に伴う国庫支出金を財源とする保険給付金の増、繰越金を財源とする後期高齢者交付金の返還に要する経費に係る諸支出金の増、全員賛成で可決。

認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定、歳入総額15億6,184万6,998円、歳出総額13億4,701万3,055円、支出差額2億1,483万3,943円。歳入は分担金のほか国・府支出金、歳出は運営経費など、賛成多数で可決。

認定第2号 令和3年度後期高齢者医療特別会計決算認定は、歳入総額3,916億6,577万1,729円、歳出総額3,792億3,704万2,254円、収支差額124億2,872万9,475円。歳入は、市町村支出金のほか国・府支出金、支払基金交付金、歳出は、保険給付費のほか財政安定基金拠出金、市町村が実施する健康診査への補助、賛成多数で可決。

その後2件の請願があり、2件とも否決で、この日の全ての議題は終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、高山豊彦議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

皆様、おはようございます。

公明党の高山豊彦でございます。

ただいま議長のほうからお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、府道 5 号線の安全対策についてでございます。

府道 5 号線は本町の主要な道として通行車両も多く、犬打峠トンネル工事に係る大型車両や観光シーズンの大型観光バスの通行もあります。もともと道路幅員も狭い上、道路沿線の山林から樹木の枝などが張り出しており、大型車両はセンターラインを越えないと通行できない箇所が多くあります。そこで、本町として、道路管理者である京都府に対して、樹木等の伐採も含め、どのような安全対策の要請をされてきたのか、担当課長の答弁を求めます。

次に、公共下水道事業、浄化槽整備事業の今後の展望についてお尋ねします。

初めに、公共下水道事業と浄化槽整備事業について、令和 3 年 1 2 月議会の一般質問では、「住民の個人負担額の格差」についての質問に対して「検証し、下水道整備と浄化槽に不公平な状況の場合は検討課題となる」との答弁をいただいておりますが、どのような検討が行われたのか。また、検討の結果、課題が出てきたのか、事務事業を統括される副町長にお伺いします。

2 点目ですが、下水道事業における今後の展望についてです。

「和東町国土強靱化地域計画」に下水道施設の耐震化として、「災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進めるとともに、老朽化が進むくみ取り便槽や単独浄化槽を災害に強い合併処理浄化槽へ転換する事業を推進する」とあります。

また、本年 3 月の私の一般質問における「下水道整備地区の下水道本管への接続促進」との質問に対して、整備から 20 年を過ぎた処理施設のストックマネジメント計

画を策定中との答弁がありました。そこで、ストックマネジメント計画の策定や災害などの緊急事態における事業継続計画、いわゆるBCP計画などの進捗状況、また、現時点での問題点などについて、担当課長の答弁を求めます。

3点目に浄化槽整備事業における今後の推進についてです。

下水道事業においては計画区域内での整備に限定されますが、計画区域外においては必然的に浄化槽の整備となるわけですが、現状の整備率、今後の整備をどのように進めるのかについて、担当課長の答弁を求めます。

下水道事業の維持管理、浄化槽設置整備促進に係る財源確保についてお尋ねします。

下水道事業に係る維持管理費、浄化槽設置整備については高額の費用がかかることは言うまでもなく、国・府を含め公費の補助金があるものの、確実に住民負担が発生すると考察したとき、町全体の財政展望として、今後、他の事業なども含め、住民負担軽減のために、和東町としてどのように計画されているのか、財政担当課長の答弁を求めます。

観光施策、町外から来られた観光客へのおもてなしと、住民生活の安全安心についてお尋ねします。

観光施設については賛否両論ありますが、私は、直接収入を得る、とてもよい施策だと考えていますが、以前から申していますように、景観資産登録の指定を受けた地域では、町外から来られる観光客の自家用車が右往左往し、地域住民は非常な被害を被っているのも現実です。今期の9月補正予算では、石寺地区の駐車場整備を予算提案いただいていることは大きな成果であると思います。重ねて御礼を申し上げます。今後は、地元の方の多大な協力を得ることで実現することと考えますが、整備には丁寧な説明をお願いいたします。また、他の地区におきましても、随時整備できるような予算確保をお願いしたいと思います。

そこで、町長にお聞きします。

和東町における地域資産を活用したまちづくりを今後どのように進めようと計画さ

れているのか。成果目標や進めるための課題、住民にどのような協力・協働を求めるのか。堀町長は、「住民協働」とよく言われますが、もう少し具体的な言葉で説明をお願いいたします。

また、石寺地区駐車場整備について、担当課として今後計画行程について説明をお求めます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました質問に答弁をさせていただきます。

私にいただいたところから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

大きい3番でございますが、観光施策、町外から来られた観光客へのおもてなしと、住民生活の安全安心について、（1）地域資産を活用されたまちづくりを今後どのように進めようとしているのか。成果目標と進めるための課題はについてでございます。

和東町では、これまで茶源郷として培ってきた豊かな文化・歴史に育まれた生業を大切にしながら、様々な取組を進めてきました。その一つとして、宇治茶の郷和東町の茶畑が京都府景観資産の文化的景観第1号に登録されたことにより、これまでのお茶産業を軸とした観光産業へと発展しており、平成27年には「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に認定され、鎌倉時代から続く800年の茶業が近畿経済産業局から「和東茶」の地域ブランド指定を受け、現在、茶文化や食文化、地域資源が豊富な田舎ならではの生活体験を国内外へと発信し、観光誘客や関係人口の拡大、そして将来の移住・定住に向けて取組を進めてまいりました。日本の故郷として、国内外の人が集い、お茶と観光が融合したまちづくりを目指しているところです。

また、成果目標の一つとして、手の加えられた茶畑が和東町の観光施設であり、住民・事業者・行政が一体となって五感で感じる「茶源郷・オープンミュージアム」、これは茶源郷・まるごと博物館、こういうことで、これら構想の立案・検討を進めていき、コンセプトとしては、「見るお茶、食べるお茶、体験するお茶、飲むお茶」で周遊観光の好環境の創出事業を展開してまいりたいと考えております。

一方、課題についても山積しているのも現状であり、観光客へのおもてなしが不十分で、観光消費額が府内の平均以下、本町や和東茶の認知度が低い、また、生業景観やお茶産業を維持する担い手不足や少子高齢化と人口減少に伴う地域活力の衰退等考えられます。

特に、観光客へのおもてなしが不十分であるがゆえに、生産者や周辺地区の住民の方の安心安全が守られてないことは承知しているところであります。今後は、アフターコロナも見据えながら、行政、住民、事業者、地域が一体となって受入態勢の強化、充実を図っていくとともに、国内外に対して観光地としての情報発信のアピールを強めていく必要があると考えております。

続いて、(2)「住民協働」とよく言われますが、住民にどのような協力・協働を求めるのか、具体的な説明をにつきましてお答えをさせていただきます。

本町は、第4次総合計画基本構想、これは平成23年度から平成32年度までの計画でございますが、それにおきまして、まちづくりの基本理念を「ずっと暮らしたい活力の交流と茶源郷和東を目指して」として6つの施策の協働プログラムにより、住民と協働によるまちづくりを進めてまいりました。

「協働」とは、町民活動団体等と行政が互いの特性を認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合うことであります。そうすることにより、それぞれが独自で行うよりも、より高い成果を上げられる関係を「協働」と定義しております。

将来にわたり持続可能なまちづくりを進めて行くため、誰一人も残さないというS

D G s の理念を踏まえ、今後も町民の皆様にも積極的にご参加をいただき、「茶源郷としてのまちづくり」をさらに発展させ、「第5次総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来像の現実に向けて、新たな時代環境の変化の中で、新しい生活のあり方や犬打峠トンネル開通等による和東町の果たす役割を考えたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、まちづくりの主体である、町民、町内会、これは区も含めてでございますが、公営的活動を行うNPO法人、町民活動団体、事業者、行政それぞれが役割を自覚し、協力・連携しながら地域の課題等に関して共通の認識を持って取り組むことがよりよいまちづくりにつながるものと考えております。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、そのほかのご質問をいただいておりますが、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうからは、高山議員からご質問がございました2番目の公共下水道事業並びに浄化槽整備事業の今後の展望についての（1）公共下水道事業と浄化槽整備事業について、令和3年12月議会で「検証し、不公平な状況の場合は検討課題となる」との答弁をいただいたが、どのような検討が行われたのか、また、検討の結果はどのような課題が出てきたのかということでご質問をいただいております。

令和3年12月定例会の一般質問で、これは竹谷農村課長が答弁した内容と認識しております。

公共下水道事業と浄化槽事業を比べるに当たりましては、先ほど高山議員から発言がありましたように、それぞれの個人負担の比較を、これは単純な形ですけれども、

検討させていただいております。そこで、概ね3つの要因について検討をさせていただいておりますけれども、ただ、12月議会で各課長から答弁しました内容と若干重複するケースが多く出てくると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、一つ目なんですけれども、公共下水道を利用する場合の個人負担はどれほどになるのかという点でございます。それと、また、合併浄化槽を設置する場合の個人負担はどれほどの費用がかかるのかという点でございます。

まず、公共下水道を接続する場合につきましては、基本的に、新規加入者につきましては、担当課長も12月に答弁しておりますけれども、公共枿が設置されておりましたも、排水設備工事としまして、平均約59万円ぐらひはかかるということを答弁しております。これは単独浄化槽を設置している場合でございますので、その撤去費用も含まれます。

ちなみに、私事ですけれども、うちも単独浄化槽を設置しておりますして、公共下水道に接続したわけなんですけど、ざっと50万円ほどかかっております。

また、区域内での本当の新規加入者につきましては、分担金条例で20万円の分担金が必要となってきます。それに加えまして、下水道本管から枿までの接続費も必要になってまいります。これにつきましては、若干それぞれの地理的条件が変わってきますので、なかなか一概に申しませんけども、こういった総合的な費用がかかってくるということになります。1軒当たりに下水道に接続する場合に、幅はありますけれども、大体60万円から80万円前後の個人費用負担が出てくるということでございます。

次に、合併浄化槽の設置費用なんですけれども、これも12月に担当課長が答弁しておりますけれども、5人槽で和束町の補助金を差し引いた個人負担が約67万円、同じく、7人槽で個人負担が約89万円、これも補助金を差し引いた値段となっておりますので、これは単純な計算ですけれども、下水道に加入するのに必要な個人負担と合併浄化槽の設置負担というのは、この推移を見ますと、ほぼ格差がないのかなと

思っております。

次に、二つ目なんですけれども、双方の施設の利用者の平均的な年間の負担額でございます。

まず、公共下水道料金の一般家庭の年額使用料につきましても、これは建設課長のほうが答弁しておりますけれども、5年間平均で約3万6,000円ぐらいかかるということで検証しております。

また、合併浄化槽の場合なんですけれども、これはそれぞれの個人負担契約となっておりますので、原課に聞いておりますと、かなりばらつきがあるということで、よく原課が耳にしますのは、年間点検料と清掃費、汚泥抜きを入れまして、1軒当たり大体5万から6万円ぐらいかかっているのと違うかなということで聞いております。そういったことを検証しますと、この施設利用としては単純計算ですけれども、やはり合併浄化槽の設置の方が差し引きますと、年間2万4,000円ほど多くかかっているということになります。

三つ目なんですけれども、一般会計からの繰り出しや分担金の関係を検証させていただいております。

まず、公共下水道事業につきましては、一般会計から令和3年度の決算で1億4,481万1,000円を繰り出しさせていただいております。このうち国の地方公共事業の繰り出し基準に照らし合わせ、基準内繰り出しにつきましては、このうち1億2,127万8,000円が基準内に収まっております。これを差引きしますと、基準外の繰り出しが2,355万3,000円がオーバーしているという計算になります。これは公共下水道の場合でございます。

また、し尿の合併浄化槽やくみ取りの方もおられます。これにつきましては、管理とかくみ取りの費用は当然個人負担にさせていただいているんですけども、大谷処理場で中間処理をさせていただいております。これは広域で取り組んでいただいております。そこにかかる経費なんですけれども、これは投入量で、実績でほとんど出てきますの

で、令和3年度の実績としましては1,711万3,000円を分担金として出しております。また、ここ近年、大がかりな改修もさせていただいておりますので、3,000万円ほど出ております。これを単純に差し引きしますと、公共下水道のほうが一般財源ということで計算しておりますけれども、642万円ほどまたオーバーしていると考えております。

基本的には公共下水道の運営につきましては特別会計ですので、使用料金と基準内繰入れで運営する、これは水道と同じで原則でございます。こういったことで、基準外繰入れを今しなければならぬという点が、下水道については今後の見直しの大きな問題点かなと考えております。

また、合併浄化槽なんですけれども、これにつきましては、個人管理費用については、家族構成が変わっても一定契約してまいりますので、その費用を1年間払わなければならないと。ただ、下水道の場合は家族構成が変わったら使用料が変わってまいりますので、一定の上下はあるといったことで、そこら辺が今後、管理面では経費として問題が出てくるんじゃないかなと考えております。

それと、今後、和東町は高齢化が進んでまいります。どうしても両方とも施設利用をどう管理していくのか、運営していくのかということが大きな検討課題だと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

次に、建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、高山議員からいただきました一般質問について答弁させていただきます。

最初に、府道5号の安全対策について、いわゆる木津信楽線の安全対策でございます。

最初に高山議員からいただきました質問1、府道5号線の安全対策について、府道5号線に面した山林から樹木の枝等が張り出し、大型車両がセンターラインを越えないと走行できない状況になっている。道路管理者である府に対してどのような要請をされたのかについて答弁してくださいということでございます。

中山間地域における道路管理については、路側の草、法面から張り出す樹木の枝などは道路管理者の頭を悩ます事象であることは言うまでもありません。現在、京都府では、路側の草を年1回、路側帯1メートル程度除草作業を行っていただいております。本年でありますと7月の下旬からこの工事をしていただいているというところがございます。

また、樹木については、住民からの要望などを踏まえ、必要に応じて除伐の作業を実施していただいております。しかしながら、限られた予算の関係などもあり、全路線を実施できない状況であるのは言うまでもありません。当課としましては、建設事業課に住民や通行者から通報・要望などが届いた場合、山城南土木事務所担当課と調整を行い、予算の範囲内で施工範囲を確定し、実施していただいているのが現状です。

ただ、法面から張り出す樹木は道路敷ではなく、土地所有者の管理範囲でもあり、即、対応するという事は非常に難しい点などがあります。最初に土地所有者への除伐依頼、できない場合は道路管理者としてできるかどうか、予算が捻出できるかどうかなどを検討した結果となります。現状進んでいるのはこの実情であります。

また、他の対策としまして、道路の通行安全確保を目的とした道路法面整備を実施していただいております。施工事例を申しますと、湯船小杉地区、都合殿バス停付近や、昨年度でありましたら原山地内など、法面車道の急なところは交通安全対策として和束町からも要望し、事業化されたものです。

他の対策としましては、担当課は農村振興課になるのですが、私の担当分野でないので詳細は答弁できませんが、過年度創設された森林譲与税を活用した事業などがあり、令和4年度予算では府道5号線沿いで実施する計画もしています。

次に、質問 2 公共下水道事業、浄化槽整備事業の今後の展望について、私のほうからは（2）下水道事業における今後の展望について、下水道施設は供用開始後 20 年を過ぎ、施設の老朽化対策も必要となる中、ストックマネジメント計画の策定や災害など、緊急事態における事業継続計画の進捗状況、また現時点での問題点については答弁させていただきます。

議員ご質問のとおり、施設稼働 30 年近くを経過しました施設の維持管理・運営は非常に厳しい状況にあるのは言うまでもなく、計器・機器部品の交換、機器のオーバーホールなど、毎年、予算措置をし、維持修繕に努めています。

下水道事業はまさに生活に密着したインフラ施設であり、特に処理場設備は代替機器・施設の設計がなされておらず、期間停止させた整備ができないのが現状です。インフラ老朽化施設の整備は、水道施設の前例にもありますように、多額の費用を要することを想定しており、ストックマネジメント計画、事業継続計画などの策定、また経営戦略などの立案を計画的に行えるよう準備を進めております。また、客観的に経営を判断できるよう事務改善も進めていて、公営企業会計への移行準備なども行っております。

さて、質問の現時点での問題点ですが、ストックマネジメント計画、業務継続計画、いわゆる B C P を今後実行するには多額の事業費が必要で、今後も事業費算定を行い、計画的に進めることになろうかと思えます。これは令和 5 年度をめどに全ての計画をまとめ上げたいと当課のほうでは考えているところでございます。

計画策定後は下水道委員会に諮問させていただき、議論を重ねていただき、答申をお受けした内容を元に事務を進めることになろうかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員からの一般質問に答弁をいたします。

私からは、2の（3）浄化槽整備事業における今後の推進について、下水道事業区域外においては浄化槽の整備となるが、現状の整備率と今後どのように整備を進めるかについてであります。

令和2年10月1日現在を基準日として行われました国勢調査数の一般世帯数より下水道事業区域外の世帯数510世帯を分母といたしまして浄化槽設置台帳の数値より算出をいたしますと、整備率は合併浄化槽が54.9%、単独浄化槽が11.7%の状況でございます。

今後の整備についてでございますが、国においては、令和2年に浄化槽法の一部改正が施行され、合併浄化槽への転換の推進と適正な浄化槽管理の強化が示されております。公衆衛生の向上のためにも、下水道区域外ではさらに環境への負荷の少ない合併浄化槽の普及施策を展開し、取り組むべきと考えます。

個別処理方式である合併浄化槽は長い管路を要せず、災害への対応力もあるなど、長所を有しております。まず、合併浄化槽の整備推進に当たりまして主なことといたしましては、公共浄化槽を進めるためには浄化槽処理促進区域としての指定、浄化槽の設置に関する計画の作成が必要となり、国庫交付金の活用には循環型形成推進地域計画の作成、環境省に承認を得ることがございます。計画を進めていくに当たりまして、国庫事業の活用には国へ計画・目標などを示さなければなりません。現在の状況も踏まえまして、これからの生活排水処理体系全体として計画はどのような形がいいのか、本町の生活排水処理事業におきまして今後の方向性としても大きな課題もあり、様々な観点から十分な検討が必要でございます。

直面の課題といたしまして、維持管理費用面につきましては、下水道事業区域内と区域外の違いにより生じている事象について、町独自の制度で対応が必要であるとも感じているところでございます。

生活排水等の処理につきましては、住民の皆様が衛生的で快適な暮らしを営む上で重要なものであり、加えて、河川など公共用水域の水質改善に寄与し、将来にわたり維持し続ける務めを持つものでございます。関係機関、関係部署との連携を図りながら、水環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、高山議員の一般質問、2 公共下水道事業、浄化槽整備事業の今後の展望について、（4）下水道事業の維持管理、浄化槽設置整備促進に係る財源確保について、国・府の補助金はあるものの、住民負担が発生すると考察したとき、町全体の財政展望として他の事業も含め住民負担軽減のためにどのように計画されているのかについてでございます。

和東町の財政状況でございますが、高山議員もご承知いただいていると思っております、それぞれの市町村の自主財源の中心となります町税についてでございます。

町民税につきましては、勤労世帯の減少により、毎年減収となっております。併せまして、固定資産税につきましても、地価の下落が続いている、また、新築家屋につきましても1年間に数軒程度という状況が続いておりまして、令和3年度財政力指数につきましては、0.2を割り込む0.175となっているところでございます。和東町の収入のほとんどが地方交付税や国・府からの補助金に頼らざるを得なければならぬほど、行政運営につきましては大変厳しい状況でございます。

建設事業課長が申しあげましたように、本町における公共下水道は供用開始から20年以上経過し、施設及び機器等の更新時期を迎えているのは事実でございます。更新事業を早急に対応し、進めていくというのが本来でございますが、今の更新事業につきましては、原則、国庫補助等の支援はないと。そのため、本町の財政負担をでき

るだけ軽減できるようにということでストックマネジメント計画を策定し、計画的に事業を進めることで国庫補助の対象になるよう努力をしてもらっているところでございます。

公共下水道事業及び浄化槽整備事業を含め、和東町の将来の財政的な状況でございますが、歳入の50%を超える地方交付税は、今後も人口減少により、人口を基礎数値とするこの交付税につきましては減少すると見込んでおります。

また、事業を実施する場合につきましては、国・府補助金のほか起債という長期借入金を財源として事業を実施しますが、この借入金につきましても、先ほど私の報告でさせていただいてましたように、実質公債費比率という比率がございます。この実質公債費比率を18%未満に抑制しなければ、下水道事業だけでなく全ての事業推進が難しくなるというのが事実でございます。

例を申し上げますと、平成16年から平成24年ぐらいまでなんですけども、和東町が実質公債費比率18%を超えておりました。借入金をする場合、必ず京都府の許可がある。また、財務事務所のほうにも許可をいただいて初めて事業が実施できるという状況でございますので、和東町としましては、この実質公債費比率を必ず18%未満で事業を実施するということが基本でございますので、一番の課題でもあります。

更新後の公共下水道事業の維持管理費用につきましては、当然、副町長が申しあげましたように、個人負担というのが原則だと考えておりますが、ほかの事業も併せまして、特に和東町では現在子育て支援ということで、住民の負担の軽減を図るため努力をさせていただいているところでございます。

住民福祉の向上を図るため個々の負担軽減が必要と判断された場合につきましては、これまで計画的に基金を積立てさせていただいております。ですから、この基金を活用して事業推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

最後に、地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

高山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、3番、（3）石寺地区駐車場整備について、今後の計画工程はにつきましてお答えさせていただきます。

かねてより要望のございました観光来訪者の駐車場整備につきましては、石寺地区よりご提示をいただきました候補地の中より、このたび駐車場用地といたしまして選定したところでございます。地権者の方とも合意が得られましたので、順次、計画を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

計画工程につきましては、今回の第3回定例会におきまして、駐車場設置工事に係ります測量及び設計業務委託、また取得候補地の土地鑑定価格評価業務委託を補正予算として計上させていただいているところでございます。

それと併せまして、この土地につきましては農用地区域でございますので、農用地の整備計画の変更、いわゆる農振地解除の事務を進めてまいりたいというふうに考えております。解除に係ります期間が約7か月間かかる予定でございまして、さらに農地法第5条の規定によりまして、農地の転用許可にさらに2か月時間を要する予定でございます。

農振地解除の事務がある程度整いましたら、年度内に土地の取得に向けまして財産管理委員会にお諮りし、ご承認いただけましたら、3月の補正予算もしくは来年度の当初予算におきまして土地の取得に係る費用を計上させていただき、駐車場設置工事、本体工事につきましては、令和5年6月補正予算で予算計上していただく予定でございます。

駐車場設置工事につきましては、令和5年度内完成予定で計画しておりますが、早期の完成を目指し、計画を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理

解いただきますようお願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、府道5号線の安全対策についてお尋ねをします。

先ほどの答弁でも森林譲与税を活用した事業ということで、今年度、府道5号沿線
で実施されるということでございます。少しはそれによって改善されていくのかなど
ということで期待をしていきたいというふうに考えていますが、今後も継続的にその事
業を進めていただきますよう、また担当課長のほうでよろしくお願ひしたいというよ
うに思います。

また、道路構造令では、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支
障を来すことを防ぐために、構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さの範
囲を建築限界として定められております。

車道の上空は4.5メートルの範囲となっております。今、府道の状況は、幅は大
体2メートルぐらひは確保されているのかなと思うんですが、それ以上高くなるとど
んどん車道側に寄ってきている。大型車両ですとやはりそれが車体に接触するよう
な状況がございます。ということで、この4.5メートルの高さが車道幅員が確保され
ていないというのが現状かなというように思います。

ということで、先ほど申しました建築限界というような基準から、道路上に突き出
している樹木などが原因で発生した交通事故に対して、樹木の所有者に対して損害賠
償請求をする裁判事例がございます。住民の方がこういったことを知らずに、こうし
た賠償を求められるような不幸なことにならないためにも、やはり住民の皆さんに協
力を求めていくことは大事だろうと思ひますし、また、京都府に対しましてもそうい

った対策をですね、下のほうは伐採されているわけですから、上のほうまでその高さを確保できるように強く要望をお願いしたいと思いますが、そのお考えは、建設事業課長お願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の高山議員のご質問でございます。先ほど答弁させていただきましたように、建築限界4.5メートル、道路幅員約1メートルというのは京都府のほうにお願いして協議している部分でございます。

プラスでいいますと、上にも、沿線には電柱がありまして、その架線の関係もございますので、これはN T T、それから関西電力等々の協力も得ながら、できる限り上まで刈っていきたいということで、できるところでは事業を実施していただいているというような現状でございますけども、やはりそれをするにも、先ほど言われたように裁判事例も私も存じてまして、地元所有者の方の理解・協力がなくなかなか難しい部分もありますので、そこに時間を要することもございます。それも併せて京都府とタイアップしながら進めたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、よろしくお願ひいたします。

次に、順番を入れ換えさせていただきます。

観光施策、町外から来られた観光客へのおもてなしと、住民生活の安全安心についてですが、石寺地区の駐車場整備につきまして、来年度から進めていただけるというご答弁でございました。ただ、問題なのは、今年のゴールデンウィークで発生したよ

うな混雑状況ですね、これが来年5月の一番茶の農繁期に発生させないために、予定されている土地に暫定的な形で駐車できるような対応とか、そういったものがお願いできないかなというふうに考えております。

また、石寺地区以外でも原山地区など、他の地区におきましても同様の整備を今後進めていただけたらなというふうに考えますが、時間がございませんので、すみません、簡単にご答弁願えますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えいたします。

今ご指摘がありましたように、来年のゴールデンウィークシーズンには当然間に合うようなスケジュールではございません。しかしながら、観光来訪者の路上駐車が d a n d a n c a f e 付近の撮影スポットにおきましては、車道に人の滞留が起こるということで、地元住民の方や農家の方が非常に困惑されているということは既に承知しているところでございます。当課におきましても、路上駐車禁止の注意喚起や観光来訪者のマナー向上に向けまして、今後とも継続した啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、駐車場完成までの期間におきましては、今、議員ご指摘がありましたように、路上駐車を少しでも解消できるように今後内部で協議させていただきまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

よろしくお願いいいたします。

次に、下水道事業に関してですが、ストックマネジメント計画や事業継続計画、いわゆるBCP計画を実施するには多額の事業費が必要という答弁でございました。具体的な事業費と下水道事業を継続するための課題、また具体的に説明をお願いしたいと思いますが、建設事業課長、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

現時点でストックマネジメント計画につきましても、BCPにつきましても計画中でございますので、概ねどのぐらいかかるかという概算はまだ出ておりません。

ただ、施設につきましては、今、現存の施設、それから管路につきましては現状の管路、これを耐震化するという話になりますので、当時の整備した費用の7割ぐらいは必要になるかということになってきますと、数十億円の金額が算定されてくると考えております。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

大変大きなお金が要るということでございます。

次に、浄化槽整備事業についてですが、町の財政的な観点で非常に議論が必要だということでございます。これにつきましても、具体的な事業費用ですね、3月にも申しました公共浄化槽整備事業、これを進めようとしたときに幾らぐらい要るのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをいたします。

今ございましたとおり、大きな課題といたしまして挙げられます公共浄化槽につきましての事業費に関することでございます。

下水道事業区域外において、公共浄化槽の事業を進めるといたしますと、単独浄化槽世帯、し尿くみ取り世帯におきまして、合併浄化槽の設置を行うこととなりますが、単独浄化槽世帯、し尿くみ取り世帯を合わせまして対象戸数は約230戸と推定いたして、町が行う工事費を1戸当たり100万円と見込みますと、工事費の合計が2億3,000万円となります。仮に分担金を1戸当たり20万円納めていただくとしましても、差引きいたしますと1億8,400万円が必要となってまいります。

また、合併浄化槽設置後の維持管理についてでございますが、先ほど申し上げた単独浄化槽世帯、し尿くみ取り世帯の計約230戸、既存の合併浄化槽世帯が約280戸と推定し、対象戸数は合計約510戸となります。仮に1戸当たりの年間維持管理費用を7万円と見込みますと、7万円×510戸では3,570万円となります。

使用料といたしまして、これも仮ではございますが、1戸当たり平均月3,000円を納めていただくということで見込みますと、年間3万6,000円×510戸では1,836万円となり、差引きをいたしますと1,734万円が必要となってくるところでございます。概算ではございますが、大きな財源が必要となってくるところでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

両事業ともこれを進めていこうとすると大きな財政負担があるということでございました。そこで、浄化槽整備につきましていろいろ私も調べさせていただきました。宇治田原町では公共下水道整備地区と公共浄化槽整備地区のハイブリット整備で進め

てられている。また、奈良県の曽爾村では、5人から7人槽の整備で約100万円補助金があるということでございます。本町につきましては今ございましたが、課題が非常に大きいということでございます。下水道事業については、簡易水道の有収水量が激減する今、これに比例して収入が落ちるということを推察されるということで、下水道料金をどのように今後確保し維持管理費を捻出していくのか、下水道事業会計決算から見て、一般会計からの繰入れで運営されている事業について、今後も一般会計からの繰入れが可能であるのか、また、第5次総合計画に記載される計画が後世に負の遺産として残さないように遂行できるのか、きれいな水環境をつくるための下水道等の整備につなげていけるのかということで、事務方の総括されている副町長のご答弁、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、まず答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたしたいと思います。

まず、下水道関係につきましては、今、ストックマネジメント計画ということで、補助金をどうやって受けていくかということで計画を挙げさせていただいておりますけれども、かなりの高額な改修費が必要だということで聞いております。そうなりますと、やはり裏財源、起債とか、そんなんでは足りませんので、それをどうして捻出していくのか。また、今、接続ができてない戸数が約300戸ほどあると聞いております。それをまずクリアしていくと。あと、料金改定とか、そういうなんをどうしていくのかと、そういった全体を今後、下水道委員会がございますので、そういった計画をきちっと資料を出して議論していただくと、そういったことが大事かなと考えております。

あと、合併浄化槽につきましては、今、高山議員が提案していただいている公共の合併浄化槽、これも循環型社会形成推進交付金ですか、こういうなんを受けていくの

にどういった準備が必要なのか。これは多分、整備計画をきちっと和束町も立てていかなければ受けられないと思いますので、そういったことを京都府と国と十分連絡を取り合って研究しなさいということで、現場に指示をさせていただいております。そういったことから、総務課長が言っているように財政もかなり厳しいところですので、今後、基金とかの積立ても含めまして計画的に進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

高山議員、どうぞ。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございました。

今いろいろとお伺いしますと、やはり第5次総合計画の中の下水道等の整備を進めていく中には大きな財政的な課題があるということでございます。今、副町長のほうからも、下水道委員会の中で議論していただくというようなご答弁でございました。きれいな水環境をつくるために下水道等の整備を進めるに当たって、下水道整備地区と浄化槽の整備地区、この住民の負担の公平性ですね、それと、大きな負担とならないような事業を進めていただけたらなというふうに思っています。そういったことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前11時10分まで休憩いたします。

休憩（午前11時01分～午前11時10分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まずは、和東町の人事についてお尋ねします。

人事は町長の専権事項であることは承知しています。本来、一般質問にはなじまないとは思いますが、ご容赦ください。

今年から5年間、毎年2名の課長職にある人が定年退職を迎えると聞いています。この対応策はどのように考えておられるのですか。

この関連になりますが、現在の課長補佐、係長は何名おられるのですか、答弁願います。

次に、過去に和東町の職員を財政上の都合で120名から80名に削減したのは手年ですか、答弁願います。

そして、今年、一般事務職員は採用になりませんでした。この原因はどこにあるとお考えですか。

最後に、公務員志向はいまだ強いものがあると思いますが、中途採用は考えないのですか。人事の停滞は組織の弱体化を招きます。答弁願います。

次に、ふるさと納税についてお尋ねします。

和東町のふるさと納税受入額は令和3年度は115万2,000円で、この数年横ばい状態です。ちなみに、宇治田原町に聞きますと、昨年度の受入額は1億7,700万円ということです。体制は係長と一般職の2人体制です。和東町は総務課長と一般職の2人体制と以前お聞きしました。しかし、総務課長は守備範囲が広い。一つのことにかかり切りにはなれない。ゆえに、ふるさと納税受入額を増やすには専任体制とすべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、返礼品業者の募集を行っていると聞きますが、あまり周知されていない感があります。どのような方法で行っているのか答弁願います。そして、返礼品の写真が

ホームページ上で掲載されていますが、品数が少ない上、インパクト感がない。刷新すべきと考えますが、いかがですか、答弁願います。

最後に、ふるさと納税による他自治体への流出額は令和3年度は幾らですか、答弁願います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

大きい1番でございますが、和東町の人事体制を問う。（1）今年から5年間、毎年2名の課長職にある人が定年退職を迎える。この対応策はどう考えているのかについて答弁させていただきます。

国家公務員及び地方公務員の定年退職の年齢につきましては、昨年の国会で国家公務員法等の改正法により定年の年齢が段階的に引き上げられることとなりました。和東町を含む地方公共団体の定年の年齢は、地方公務員法第28条の6第2項により、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体が条例で定めるものとされておりますので、本町におきましても、現在、定年延長に係る条例整備を進めているところであります。

定年延長制度では、定年年齢を令和5年度から1歳ずつ引き上げることとなりますので、今年度中に定年延長関係条例を提案させていただき可決いただきますと、定年退職を迎える職員は5年間で5名の職員となることを見込まれます。

併せまして、現行の制度では、定年退職後、本人が希望すれば65歳まで再任用という形での雇用が確保されておりますので、再任用職員、定年が延長される職員の長年の豊富な行政実務経験を後輩職員たちに引き継ぎ、和東町行政が円滑に運営できる

よう指導してくれるものと考えております。

これまでから和東町は、先ほど総務課長の答弁にもありましたように、再建準用団体に入り、ここでもご質問いただいておりますが、定数職員が120名いたものが80名体制を余儀なくされました。また、もう少し振り返りますと、災害が起こって再建団体に入った後は長年職員の採用には至らなかった、こういういろんな経験をしてきております。これまでそうした経験を生かしながら現在にも至っているわけですが、どう経験したか引き継いでいくか大きな課題でありますので、これは一概に言えるものではなく、日常そうした職員間のつながり、全体の仕事の中で培われるものと考えておりますので、この機会に今、質問いただきました。これに限らずですけども、大事な問題だというふうに認識いたしまして当たってまいりたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、2でございますが、ふるさと納税について、(1)の①でございますが、専任体制にできないかについて答弁させていただきます。

和東町でのふるさと納税につきましては、寄付の目的を「生業景観を守るまちづくり」、「こどもからお年寄りまで元気なまちづくり」に絞り込み、寄付を受け付けています。現在、ふるさと納税返礼品に係る事業者は、和東町活性化センター、和東茶カフェなど5事業者が登録していただいております、期間限定を含めて45品目の返礼品を用意いたしております。

ふるさと納税に係る専任体制につきましては、国の「地域活性化起業人」等の制度を検討するなど、ふるさと納税に係る取組を進めていきたいと考えております。

なお、ほかの質問につきましては、副町長、担当課長より答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうから、村山議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思えます。

和東町の人事体制を問うということで、（１）につきましては町長のほうから答弁されましたので、私のほうからは（２）、（３）、（４）、（５）について答弁させていただきたいと思えます。

まず、（２）の現在の課長補佐、また係長は何名かということでご質問をいただいております。

令和４年９月１日付現在ですけれども、課長補佐が１２名、それと係長は４名と、このような体制となっております。

次に、（３）の和東町の職員を１２０名から８０名に減らしたのは何年のことかというご質問をいただいております。

職員数ですけれども、８０名になりましたのは平成２２年度になっております。この８０名に至った経過を少し説明させていただきたいと思えます。

平成１３年４月１日、これは町長が就任された時期も重なるんですけれども、そのときの職員数は１１６名となっております。この時期、国のほうの財政運営も大変厳しく、それと併せて長引く不況、併せて三位一体の改革もやられました。その影響により、地方公共団体につきましては、国の補助金、または地方交付税が削減された時期でもございます。そういったことで、各町村も一緒だったんですけれども、和東町につきましても交付税を頼っておりますので、大変厳しい財政状況に陥っております。

これを打破するために財政運営の健全化に向けまして、このときに集中改革プランを立ち上げております。その一環としまして職員の定員管理の数値目標を定めまして設定をしております。平成１７年から集中改革プランの関係なんですけれども、平成２２年までの６年間の計画で職員数を８０名にしていくというプランを立てております。

この削減方法なんですけれども、平成13年度以降、定年退職、また勧奨退職をされた方がおられるんですけれども、基本的に補充は行っておりません。そういった中で、行政運営に当たるということで、組織改革をして現在までに来ております。80名になった経過というのはそういったことでございます。

あと、(4)の今年是一般事務員は採用にならなかった。原因はどこにあると考えているのかというご質問でございます。

令和3年9月に一般事務職員と保育士の試験を行っております。これは令和4年度の採用のための試験でございます。このときの受験者ですけれども、一般職員で8名受けていただいております。また、保育士で3名ということで受けていただいております。

試験につきましては、第3次まで行います。1次試験につきましては、一般教養と適正検査、また作文の提出、2次試験につきましては、グループ討論を行っていただきます。これにつきましては、うちのほうから管理職が出まして、それぞれ討論の内容を聞かせていただくと。個人のいろいろな性格も含めて見させていただくと、こういったことでしております。第3次の試験なんですけれども、最終個人面接ということで、町長、私、総務課長、それと専門職の職員が出ましていろいろ質問させていただいて、3次までに残っていただきましたのが結果的に1名でございました。本来なら、1名に採用通知を出させていただいたんですけれども、本人の事情でお断りという通知が入ってきまして、最終ゼロになったと、こういったことが今年度一般事務職員の採用がなかったという内容でございます。

私も長年やっておるんですけれども、こういった経験は初めてでございます。そういった年もあるのかなということで思っております。

次に、(5)中途採用は考えていないのかということでございます。

村山議員の質問の中途採用というのは、欠員が出たときに年度途中で採用していくことの質問だと理解をしております。職員の採用に当たりましては一定ルールがござ

いまして、これは京都の労務局、またハローワークから従業員の採用の手引というの
が出ております。それによりますと、それぞれの大学生、高校生、中学生の就職の解
禁日とかいろいろ決まっております。そういったことで、高校生の解禁日になるのが
大体9月ということになっております。和東町以外でも大概職員の採用試験を行うの
は、一般事務の関係につきましては9月以降が、大概ルールに当てはめてどこの町村
もやっておられます。木津川市としては前期で7月に一定の専門職とか、そういった
方を採用される場合もございますけれども、一般的に9月以降となっております。

一応、労働局とかの話によりますと、新規採用の就職の公平性とかを十分配慮して
くれということで、ほとんどが9月以降の採用となっております。そういったことで、
年度途中で仮に辞められましても、採用につきましてはこのルールに従って採用して
いきますので、令和5年度の新規採用は8月から募集をかけておりまして、今14名
の希望がございますけれども、最終は令和5年4月1日採用ということに規則的に
合わさせていただいておりますので、専門職とか、どうしてもこの方がおられなかつ
たら事業が運営できない専門職の場合は中途採用でも募集をかけますけれども、基本
的に一般職の場合は9月以降ということで、基本のルールに従って採用をかけており
ます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、村山議員の一般質問、大きな2番、ふるさと納税につい
て、（1）令和3年度受入額は115万2,000円で、この数年横ばい状態である。
このうちの②返礼品業者の募集を行っていると思うが、どのような方法で行っている
かについて、まず答弁をさせていただきます。

返礼品事業者の募集につきましては、令和4年2月1日から和東町のホームページ

で掲載をさせていただいております。併せまして、担当職員が個別に町内の事業者にもチラシを持って訪問・説明をさせていただきまして、協力いただける事業者の掘り起こしをさせていただきました。

以前の和東町の返礼品の内容につきましては、和東茶カフェが取り扱っている商品や和東荘の宿泊券など、事前に和東町で返礼品を選定させていただいておりましたが、この事業者募集に合わせて返礼品の商品についても見直しをさせていただきました。

内容につきましては、事業者のほうでふるさと納税に係る制度で対応できる返礼品を自由に追加できるように変更をさせていただいております。

具体的には、期間限定になりますが、新茶の返礼品のサービス、また和東町で採れました野菜や肉類、焼き菓子等が新たな新商品として登録をしているところでございます。本年度から見直しをさせていただきまして、昨年8月末と本年8月末で比べさせていただきますと、寄付件数につきましては、昨年8月末まで24件であったものが今年度は40件に、また寄付金額につきましても33万5,000円から56万円にということで増えているところでございます。今後も事業者の募集、また返礼品の追加、これにつきましては随時募集をさせていただきたいと思っております。

次に、③の返礼品の写真がホームページ上で掲載されているが、インパクト感が無いと刷新すべきと考えるかについて答弁をさせていただきます。

先ほど②の答弁でもさせていただきましたように、本年2月1日から新たに事業者を募集して、現在ふるさと納税の取組を進めているところでございます。返礼品の写真につきましては、基本的に、ふるさと納税サイト、現在、さとふるとふるさとチョイスというサイトを利用させていただいておりますが、この写真につきましては、返礼品提供事業者が選定をされ、どの写真が一番よいのか自らが選定されているものを掲載させていただいております。しかしながら、村山議員からご指摘いただいておりますので、当然、再度、事業者と協議をして、新しい写真、また変わった角度から見るような形で検討したいと考えているところでございます。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします
す。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、村山議員からいただきました一般質問、大きい2番のふるさと納税について、（1）、④番のふるさと納税による流出額はについて答弁させていただきます。

令和3年度の実績で申し上げます。町民税の税額控除として136万5,998円でございます。

以上、村山議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします
たします。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

副町長、先ほど課長補佐が12名とおっしゃっていただきましたが、再任用の方はその中に含まれていると思うんですが、何人いらっしゃるんですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えします。

再任用の方は3名おられます。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

でしたら、課長補佐が9名というようなことでよろしいですね。

この3年間の退職された方、採用された方の資料を頂いているんですけど、これは管理職の方だと思うんですけど、退職が令和2年3月が2人、令和3年3月が3人、令和3年9月が1人、令和4年3月が3人ということで、9人が退職されておられます。採用が令和2年が1人、令和3年が3人、そして令和4年が2人、そのうち再任用が3名ですので、実質2人というようなことになっております。だから、こういうことを見てますので、人材の枯渇化が生じているんじゃないかと思います。

町長、先ほどの答弁をいただきましたけども、令和5年から1年ずつ定年が増えていく。しかし、実態的に、実際不足になっているんじゃないかと思うんですね。といいますのは、10年前に地域力推進課をつくられました。現在、総合施設整備課というものをつくられました。ということは、よその部署から集めてきてそういう課をつくったということになっているんですけど、ということはよその課が何名か取られているところは常に人員不足が生じているんじゃないかというように思うんです。その辺はどうお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この人事組織については、そのときの総合計画なり重点に合わせてやっていく中で、基本的に見直したときと、そのときに早く集中してやろうと。総合施設整備課のようにやろうというのがいろいろあるわけなんですけど、今、言われたようなところでございますが、そういった人事体制というのは、役場のそのときの体制・情勢・事務等を見ながらやっております。その事務を見るのは単に人数だけを見るんじゃないしに、今、

会計年度任用職員と申しましたが、いわゆる会計年度というのもありますし、いろんなことで足りるものについてはそういったこともお願いしやってくると思います。

だから、総職員数というときにはもう少し、どちらかというところと並行に移っているか、私から見方からすればどう担っていくかと、こういうことでもあります。

それと併せて、組織の中で今まで役場でやらなきゃならんというのは、やはり役場でやるだけやなしに公共的なところでやるところへ移行しているものもあります。そのほうが妥当であろうと。いわゆる財団法人だとか、そういうところでまちづくりを持っていった面がありますので、総合的に内容を考えていくと、単純に正職員と再任用と、この体制だけでどうかというふうには私は思ってない。いわゆる私たちに関わって頂いておる職員ですね、その総数というものはあまりきつく減ってない。むしろ増えていると、このように理解しております。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

今現在の正職員の方は何名いらっしゃいます。その辺、答弁願いたいです。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

正職員につきましては、9月1日現在で78名おります。先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、職員の数につきましては、和東町の職員でどのぐらいの位置に来てるかというのは、総務省が出している類似団体の統計がございます。その中で、和東町でしたら5,000人単位で全部区切っていくんですけども、5,000人以下で産業別で区切られております。それで大体123団体がうちと同じような類に入ってくるんですけども、ただ、もちろん5,000人から何百人のまちもございますので、一概に言えませんけれども、同じ団体でというのは、伊根町の人口が2,

4 2 1 人で、伊根町で一般会計で 5 9 人の職員、これは一般会計の職員ということで区切っているんですけども、うちが一般会計で 6 5 名の職員がおるということで、そういう統計がございます。そういったことで、うちは平均的な位置かなと考えております。

先ほど総合施設整備課のような、ああいうプロジェクトの短期間でやる課がどうしても出てきます。新たに職員を雇うわけにもいきませんので、そういったときは調整をかけまして、あとは会計年度任用職員とかアルバイトとか、うちの行政職員のベテランの方を組織に入れて運営していくと、そういう考えで今やっております。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4 番（村山一彦君）

一つ町長にお聞きしたいです。町長が課長になられたのは何歳でしたか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

その当時は昭和 2 8 年頃ですね。非常に水害が起こり、厳しい状況でありました。それで合併も進んできたんですが、その当時、職員の採用はされておられません。その間、されてないということで、職員の年齢層というのは年寄りから若い者ということで、中間層がいなかったということでもあります。その背景があったのか、私が管理職になったのが 2 9 歳か 3 0 歳のときだというように思っております。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4 番（村山一彦君）

いろいろお聞きしますが、この二、三年、退職された方を見てますと、課長補佐が辞めてるんですよ。もう目の前に課長が見えてる。給料が上がるという時期に、一

昨年が2人ですね。今年は1人。実際、アメリカあたりでしたら転職を繰り返してステイタスがどんどん上がっていくんですけど、日本はだんだん下がるんですよ。ヘッドハンティングされるような人材だったら別ですけど、それがなぜ辞めるんかと。仕事がおもしろくないんか、給与面の不満か、管理職の指導力がどうか、その辺はどうとらまえておられますか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

課長補佐クラスで3月いっぱいですけれども、辞められたということは私としても大変残念だということで、退職希望が出ました場合は個人的に話は聞かせていただいております。それぞれ思いがありまして、再出発という方もおられるかも分かりませんし、個人の家庭の事情で辞められる方といろいろな要因はあると思います。

ただ、職員の勤務関係については、勤務評定というのはつけておりまして、自分がどういった仕事をしているのか、1年間で自分が計画した仕事ができているのかと、そういうことを報告するように言っております。それももちろん課長も見ておりますので、自己評価もしております。その中に個々にいろんな悩みとかあった場合はそこに書き込むということと、あと、私はこういう仕事がしたいということがあったらそこに書いてくれということで、それぞれそういった勤務評定の中で個々の思いを書いております。

そういったことで、一昨年からいったら3名の課長補佐が辞められたということで、大変残念に思っておるんですけども、今後、職員の体調も含めまして、そういったことで十分管理というか、注意はしていきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○ 4 番（村山一彦君）

ありがとうございます。

人事考課で懐かしい言葉、私もそういうことを経験してきました。やはり人それぞれ評価基準というものがあると思うんですけど、私はかんでくる職員が好きでした。尾っぽを振ってくる職員は評価を低くしました。だから、それぞれ人によって違いますけど、やはり目を見て、やる気のある職員は抜てきしてあげると。

町長は 29 歳で課長になられ、無事務め上げて、町長も 20 年以上になっているんですけど、それはやはり立場が人を育てるということになろうと思いますが、やはり抜てき人事等もたまにはやっていただきたいと思います。

先ほど副町長、これは和束町の今年度の募集要項がれんけいに入っていました。8 月 1 日から 8 月 24 日まで受付期間になっているんですが、先ほど 14 名とおっしゃいましたが、それでよろしいですか。

○ 議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○ 副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

現在のところ 14 名ということで応募をいただいております。

○ 議長（岡田泰正君）

村山議員。

○ 4 番（村山一彦君）

びっくりしているんですね。これを見てますと、要するに、初任給が載っていないんですね。和束町職員の給与に関する条例の規定に基づき支給されますというようなことだけでよく応募されたなと思うんです。

笠置町は同じようなことを書いてますけども、令和 4 年 4 月 1 日現在の大卒初任給は 18 万 2,200 円ですというようなことが書いているんです。やはり初任給とい

うのは大事だと思いますので、目で見える形で書かれたらいいと思います。それで初任給は幾らですか、答弁願いたいです。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

大卒初任給につきましては18万8,700円でございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

先ほどもおっしゃってましたが、今年は一般事務職員は採用ゼロ、ところが笠置町は3名採用されてます。その差は何かと。向こうは鉄道が通ってる。こっちは山奥まで車で来んといかんというようなことで、やはり条件的に厳しいんじゃないかと。だとすると、やはり差別化を図らなくちゃならないと思うんです。となると、差別化を図るということは、やはり給与になると思うんです。内定を出しても来ていただけないということは、滑り止めで和束町を受けておられるんじゃないかと思うんですね。東部3町村で協定は結んでおられないと思うんですけど、差別化を図る考えはあるかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど笠置町の募集に大卒の金額が入っていると思います。大卒、18万2,200円であると。笠置町は国の基準に多分合わせておられると思います。うちは18万

8,700円、木津川市は20万22円なんですけども、ただ、木津川市と精華町は地域手当が6%出ます。それを上乘せされてますので、差し引いたらうちの給料と同じなんです。

総務課が給与実態調査、これは京都府の検査を受けるんですけども、そのときに何で和束町は高いんやと。国の基準が多分、笠置町と同じだと思うので、そこはたまに指摘されます。

ただ、先ほど村山議員も言われましたように、やっぱり地理的条件とか交通の便とか、そういった面でうちは初任給は高くしていますということで答えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

今年は採用できたらよろしいかと思しますので、頑張ってくださいと思います。

先ほど言った中途採用ですね、9月以降云々とかおっしゃっておられたんですけど、私が昔、勤めているところで聞いた話では、根拠はないんですけど、新入社員1人採用するに当たっては100万円かかるというようなことは言われました。それは研修とかいろいろあります。そして、初めの3か月、4か月は何も間に合いません。そういうことも考えてかも分かりませんが、だから、結局、中途採用といっても、どこの企業でもパワハラとかいうものがあります。実態は知りませんが、木津川市あたりでも長期休職になっておられる方も多いと思うんですね。環境を変えたら力を発揮できる人がいるんじゃないかと。そしたら、即戦力で使えますので、だから、そういうところも考えられたらどうかと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきます。

一応、採用に当たっては、先ほど申し上げましたように、ルールがございしますが、ただ、社会経験された方を一定採用したいということで、うちも年齢を上げております。一般事務でしたら30歳まではオーケーだと。以前、私らがやっていたときは大概大卒が25歳とか23歳とか、そこら辺に基準を置いていたんですけども、新規採用ですね、学生が採用される。今は社会人を採用していこうというのが一般的ですので、ここら辺の年齢の開きというのは各町村によって考え方が違いますので、もっと広く持っておられるところもありますし、本来の大卒とかで基準を合わせておられるところもありますけども、うちにつきましてはそういったことで、できるだけ経験された社会人も入れていこうということで、年齢を広げて募集かけさせていただいております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

それでは、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

先ほど専任体制を取ったらどうかというようなことをお話しさせていただきました。しかし、実際、宇治田原町は別格だと思います。今の担当者が5年目ということなんですけど、係長と一般職の2人でやっておられると。今年度からほかの業務を持っていたのは4月1日から全部省いてもらって、そこに専念するということです。1億7,700万円も集めていただいたら経費は7,000万円と聞いています。

1億円あったら何人分の給料を稼いでいただいたというようなことがあって、専任されたほうがいいと思います。宇治でも1億円しか集まってないということですので、だから、宇治田原町の真似をせよとは言いません。ただ、町長、私は要するにやる気

の若手を係長に当てて、もう1人で2名体制、総務課長も外すというような形をせんことには、先ほども言ったように、総務課長は守備範囲が広い。とてもこんなところまでかかりっ切りになれないと思うんで、やはりそういう形を考えていただきたいと思うんですけど、その辺はどうです。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

このふるさと納税の問題を考えたときに、私も各市町村の状況を私なりに把握しているわけなんです。今、宇治田原町の例を挙げておられますので、その問題で挙げていきますと、和東町と宇治田原町と人の問題もありますけども、そうでないところはどこにあるのかな。私、一つ感じましたのは、あそこは日本中に知れ渡っている、通信とかいろんなどころですね、大きな販売企業と関わっておられるところがようけ出てくるのかなとか、いろいろと掘り起こしもされてますが、それなりに非常にそういう意味の条件もそろっているのかなというように思いました。

それで、和東町でやるならばということになれば、そこから作り出していくというところからやっていかないとということで、スタートの時点で非常に差があるなという感じを私は受けました。

和東町はここで専念といったかてなかなかいきませんので、私が答弁させていただきました。特に京都府は関係人口の拡大と個性を生かした地域づくり、これと絡めながら、その中での地域活性化企業人とか受けておられるところもあるわけですね。笠置町もそういう例だろうと思いますが、そういうことも参考にしながら、今、言われていますように、体制そのものをどうしたらいいかというところを内部で検討していきたいなど。

ただ、専任という中でいくのか、もう少しこういうように広めて、こういう仕事を通じてやるというのか、ここは検討していく必要があるかと思いますが、今、言い

ますように、そういう方向が大事だと。

今、和東町では入ってくるのと控除されるのと大体とんとんみたいなところがありますので、ここのバランスをもっと増やすような努力をしていくべきだということに思っておりますので、もう少し工夫してまいりたいと、このように思います。

よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

宇治田原の場合をとっても、今の勝谷係長という方が初めいったときに1,000万円だったと。これは町長、1億円いけますよというような形から進んできて、今なつたと。だから、職員がそういうやる気を見せてやったら、和東町も1億円と言いませんよ。せめて今やったら100分の1ですよ。10分の1ぐらいでも獲得できるような形を取っていただきたい。

実際、前も見ていただいたと思うんですが、宇治田原町の担当者がこのカタログを作ったんですよ。写真の趣味もあるので、全部自分でレイアウトを考えてこれを作っているんです。和東町でもこういうことをできる人もいると思うんですね。

先ほどインパクトがないと言ってましたけど、今、辞められたらしいですけど、地域おこし協力隊の澤さんという方はカメラマンだったと。そういう方にお手伝い願えたら刷新はできると思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、ご指摘いただいておりますように、もう一つは、そういった個性を持ちながら訴えていくことが工夫していかなきゃならない。そういう観点から、幅広く、地域おこし協力隊も含めて、先ほど私が申し上げましたように、そういうことも検討・工夫

していく内容には入れていくべきだと考えております。一つは、和東町の置かれた状況で何とか伸ばしていく方向を考えていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

最後ということにさせていただきます。

ふるさと納税は過去最高8,300億円というようなことで、やはり乗り遅れないようにと。実際2割の自治体が結局よそへ出ている額が多い。和東町もその2割の中に入っているんで、やはり獲得した額のほうが多いというような形になっていただきたい。

最後に町長にお聞きしたいんですけど、2年前にもふるさと納税で質問させていただきました。そのとき町長は、企業版がありますのでというようなことで企業版に期待されてるといようなことをお聞きしました。この新聞を見たら、企業版が倍増ということで、20年度から寄付した企業の税軽減額が引き上げられたことが影響したというようなことになるんですが、あの木津川市でも去年度は1件やっとあったということがニュースに載ってました。これもアピールせんことには企業の方ものってきていただけません。和東町に興味があるというか、和東町が好きだという企業もあると思うんで、その辺、実際、企業版は働きかけたことはないですね。町長、あのときは企業版があると言われましたけど、何か動いたことはありますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどもちょっと触れたか分かりませんが、こういうふるさと納税でコア的にでなしに、いわゆる和東町の企業と一体となって地域づくりをどうしていこうかというの

は、常にいろんなところでは話合いをしてきているのはご案内のとおりだと思います。その中で、突出してこの企業だけでお願いするというのは、なかなかそこまで達成し得なかったと思います。今もまちづくりにおいていろいろなところとやっているんですが、機会があればそういう形で参加してもらおうと、こういうことは常にメニューの中には入れていくべきだと思います。だから、それだけで関わるというのじゃなしに、そうでないところも関わるというところも出てきて、近くに協定を結ばれているところもありますので、そういうことで今後努力はしていきたいと。

ただ、これだけに絞ってしてきているということではありませんので、広くまちづくりとしてやっていこうかというのは、ご案内のとおり、観光からいろんなところでその話が出てきているわけですから、そういう中で取り上げてもらえたらありがたいなど。これもぜひともまたご協力もいただけたらと思いますので、今後も努力していきたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

いろいろ質問させていただきましたけど、ひとつよろしくお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩（午後0時02分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

まず第1に、新型コロナ感染対策について伺います。

この間のオミクロン変異株による感染爆発で、本町においても8月だけでも129人、7月からの2か月で200人を超え、これまでの累計の半数以上を占めるほど感染が拡大しました。9月に入り少し減少傾向にはあるものの、政府の無為無策でほとんど有効な対策が打たれない中、感染が高止まりしたまま「第8波」を迎える危険性も否めません。現時点での対策とともに今後の感染拡大も見通す観点から、何点か伺いたいと思います。

1点目は検査体制の充実、強化です。

この間、診療所での無料検査が実施されるなど、以前よりも検査しやすくなってきた感はありますが、なお制限も多く、一方、高齢者施設等での定期検査が行われないなど、むしろ後退した部分も見られます。検査は感染症対策の基本であり、今こそふさわしく拡充すべきです。その立場から2点質問いたします。

まず、「いつでも、誰でも、無料で、何度でも」の検査体制を整備し、PCR検査の実施、抗原検査の拡充を求めます。また、高齢者施設、保育園、学童保育、学校、介護事業所や調査員や見守りも含む従事者、観光関係スタッフ等へ定期検査の継続または実施を求めます。

2点目に、医療、診療体制を万全についてです。

特に昨年の「第5波」以来、自宅療養が当たり前になり、全国的には保健所や医療の逼迫に伴い、入院が必要な患者が入院できず「自宅放置」となる事態が繰り返されております。これはどこでも起こりうることです。

そこで伺います。

1つは、入院が必要でも病床逼迫で自宅療養、または自宅療養中の容態悪化等の場合に、地域の医療機関による訪問診療が必要になってまいります。それは可能なの

でしょうか。

2つは、いわゆる「全数把握」が中止されても、全ての患者への健康観察や経過確認を行い、放置されないよう対応を求めたいと思いますが、答弁を願います。

3点目は、後遺症についての情報提供や発信、実態把握、相談体制の整備を求めたいと思います。

4点目には、この冬のインフルエンザとの同時感染に備え、無償での予防接種の継続とともに中高生等への対象拡大を求めたいと思います。答弁願います。

次に、第2に、物価高や負担増から高齢者の生活を守る支援強化について伺います。

物価高騰対策については6月議会でも取り上げ、町でも一定の対策はしているところですが、今月以降も値上げラッシュが続く中、ますます暮らしが脅かされています。中でも特に高齢者は多くの方が国民年金など低所得の状況があり、その上、介護や医療などではコロナ禍の下でも容赦なく負担増が襲い、この10月からは75歳以上の一定数の方の医療費が2倍になるなど、極めて厳しい状況が続いております。高齢者が多い本町にとっては高齢者の生活悪化はまちづくりの困難にもつながり、看過できないことではないでしょうか。

そこで、4点について質問します。

1つ目は、この10月実施の後期高齢者医療費窓口負担増への減免、介護職員の処遇改善補助金の介護報酬対応による被保険者、利用者への負担増とならない措置など、独自の支援を求めます。

2つ目には、この冬に備えた灯油代や電気料金への補助の検討・実施を求めます。

3つ目には、6月議会でも要望いたしましたが、介護保険料の時限的な減免実施を求めます。

4つ目に、国民年金世帯など、低所得世帯への生活支援金の支給検討を求めたいと思います。

最後に、第3に、ごみ収集場所の見直し等について伺います。

1点目に、高齢化や運転免許返納等が進む中、場所によってはごみ収集場所まで行く、または運ぶことが困難なケースも増えてきていると考えておりますけれども、町としての認識はどうでしょうか。

2点目に、現在の実態を把握し、必要があれば収集場所の再編などの見直し、または個別対策の実施など、検討すべきときではないかと考えておりますが、答弁を願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私からは、まず、1. 新型コロナ感染対策についての（1）検査体制の充実、強化をのうち、①「いつでも、誰でも、無料で、何度でも」の検査体制整備へ、PCR・抗原検査の拡充をについてお答えいたします。

無料のPCR・抗原検査につきましては、本年3月8日から、京都府新型コロナウイルス感染症に係る無症状者の検査環境整備事業補助金を活用し、パッケージ制度として、飲食、イベント、旅行、帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認するために必要な検査として無料の抗原検査を国保診療所で開始いたしました。

また、この間、本町でも、第7波の感染拡大の傾向が現れてきた7月には、同補助金を活用できる「感染拡大傾向時の一般検査事業」が再開されたことから、こちらの検査にも取り組んでいるところであります。パッケージ制度については本年8月末で終了しましたが、一般検査事業については当面の間、継続されるということで、引き続き取り組んでまいります。

なお、一人当たりの回数ですが、1か月当たり3回が基本で、4回以上は合理的な

理由があれば可能なようであります。

また、本事業へのPCR検査の実施については現在申請手続き中です。なお、8月末現在でパッケージについては9件、一般検査については17件、計26件を実施しております。

次に、(4)インフルエンザとの同時感染に備え、無償での予防接種の継続、充実をについて答弁させていただきます。

毎年インフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、時限的ではありますが、令和2年度・令和3年度に重症化が懸念される生後6か月以上、小学校6年生までの乳幼児や児童と65歳以上の高齢者を対象に、インフルエンザ予防接種の無償化を実施いたしました。今年についても、今なお終息の様相が見えてこない新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、重症化が懸念される生後6か月以上小学校6年生までの乳幼児や児童と65歳以上の高齢者を対象に、インフルエンザ予防接種の無償化するべく、今期議会に予算補正を提案させていただいておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

次に、2.物価高や負担増から高齢者の生活守る支援をの(1)10月実施の後期高齢者医療費窓口負担増への減免、介護職員の処遇改善補助金の介護報酬対応による被保険者、利用者への負担増とならない措置をについてでございますが、後期高齢者医療費に係る窓口負担割合の見直しは、現行「1割負担」の対象者のうち、一定以上の所得がある方が「2割負担」に移行されます。全国の被保険者全体の約2割の方が対象になる見込みであります。和東町では約1割の93名が対象となる見込みであります。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担の上昇を抑制し、国民皆保険を未来につないでいくためのものとなります。しかしながら、医療費負担増加により必要な受診が抑制されることがないように、負担増加額を3,000円までに抑える高額療養費制度による配慮措置が取られます。

また、介護報酬対応についても、後期高齢者医療と同様に、国全体で社会保障費が増大し続ける中、国民の皆様にご負担いただくという国策でございますので、今後、国や京都府に要望してまいりたいと考えております。

また、（２）今冬に備えた灯油代補助、電気代補助の検討、実施をについてであります。7月から9月にかけて物価高騰対策として、住民1人1万円の商品券を給付させていただきました。今後、国の補正予算等の動向を注視しながら、家計全体を支援する方策を模索していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

次に、（４）国民年金世帯など、低所得世帯への支援金給付をについて答弁いたします。

国民年金のみの受給世帯であれば、課税所得は0円で、住民税が非課税となりますので、令和3年度及び令和4年度における和東町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）であります。この支給対象であります令和3年度に申請された対象世帯のうち国民年金のみの対象世帯には全て支給済みであり、また、令和3年度中の所得が減少し、令和4年度に新たに非課税となられた世帯については、税住民課より9月1日付で確認書を発送、現在受付中であり、随時、支給準備を行ってまいります。

次に、3. ごみ収集所の見直し等についてであります。

（１）高齢化や運転免許返納等が進む中、場所により収集場所まで行く、運ぶことが困難なケースも増えてきていると考えられるが、町の認識はについて答弁させていただきます。

団塊の世代を含む全人口の約18%が75歳以上になることで発生する「2025年問題」に向け、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう医療・予防・生活支援、それぞれのサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっているところでございます。

ご質問の内容は、生活支援の一つとして、ごみ出しが困難な高齢者の方々へ配慮した対応が求められる課題であると認識をいたします。少子高齢化社会は、限られた財源で付加価値の高い施策を行うことが求められる社会でもあり、公共サービスに係るコストとのバランスにも配慮しなければなりません。支援に対するニーズと、そのニーズを賄う支援の仕組みについて整理をしながら、課題の解決に向け、努めてまいりたいと考えているところでございます。

他の質問につきましてはそれぞれ担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは私から、岡本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、大きい1番、新型コロナウイルス感染対策についての（1）検査体制の充実、強化をの②高齢者施設、保育園、学童保育、学校、介護事業所、介護従事者、観光関係スタッフ等への定期的な検査の継続、再開、実施をについてですが、町内の高齢者施設につきましては、8月下旬より定期的な検査の実施を今現在行っているところでございます。

また、保育園・学童保育等につきましては、今現在、定期的な検査をずっと継続してやっているところでございます。

また、観光案内所や直売所なども現在準備しているということを聞いているところでございます。

介護従業員につきましては、和束町の職員につきましては、定期検査でございせんが、随時検査しており、また、その準備もしておるところでございます。まん延防止のため検査体制を見直しているところでございます。

学校につきましては、相楽東部広域連合教育委員会で学校と協議しながら対応されていると聞いているところで、どのぐらいのペースで検査等されているかという詳細までは聞いていないところでございます。

次に、（３）後遺症についての情報提供や発信、実態把握、相談体制の整備をについてですが、情報につきましては、町のホームページに厚生労働省が発信しているリンクを掲載しておりますが、改めて住民の皆様方への周知のほうを考えさせていただきます。

実態把握につきましては、かかりつけ医などにご相談されていると思われませんが、個人情報にもなりますので、厚生労働省発表の国全体での調査結果データとしてしか分からないのが現状でございます。相談につきましてはかかりつけ医にご相談いただくか、京都新型コロナ後遺症相談ダイヤルで受け付けをさせていただいているということでございます。まだまだ症状や因果関係など不明な点が多いと厚生労働省のほうから聞いているところであります。

次に、２．物価高や負担増から高齢者の生活を守る支援をの（３）介護保険料の時間的な減免をについてですが、先ほど岡本議員からもありました６月定例会でもご質問いただき、町長が答弁させていただきましたが、和東町介護保険条例での減免制度をご利用いただくと。また、物価高の関係での対応につきましては、先ほど町長からもありましたように、７月に和東町住民１人１万円の商品券を給付させていただいております。昨日も国の総理のほうから、低所得者への給付金のお話もありましたが、国の補正予算等の動向を見ながら対応を検討していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から岡本議員への一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

岡本議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、大きな1番の（2）医療、診療体制を万全にとして、①、②についてお答えいたします。

まず、①入院が必要でも病床逼迫等で自宅療養、自宅療養期間中の容態悪化等の場合に、地域の医療機関による訪問診療が必要だが、可能なのかについてでございます。

和東町国保診療所におきましては、本年4月から発熱外来の受入れをスタートしました。基本的に、他の患者さんとの接触を避けるためまずは電話でご相談いただき、症状等をお伺いし、指定した時間に車でお越しいただいた上で、抗原検査、あるいはPCR検査を実施しているところです。その結果、陽性の判定となった方につきましては、HER-SYSというシステムがございますが、そのシステムを通じて発生届を提出しております。その際、医師が重症度を判定しまして、重い方や軽くても自宅療養が適さない方につきましては、入院療養、または宿泊療養が必要ということで入力をいたしております。

また、医師のほうからも必要に応じてでございますが、保健所に対して直接連絡したこともありまして、そういった方は入院療養、あるいは宿泊療養につながっていくということでございます。これからもそういった対応は可能であるというふうに考えております。

一方、軽症の方は自宅療養ということになりますが、重症化リスクの高い高齢者、あるいは高齢者でなくても基礎疾患のある方に対しましてはラゲブリオという治療薬がございますが、それを処方し、薬局から届けていただいております。

そして、症状のある方については10日間、無症状の方は7日間、医師が毎朝電話をかけまして健康観察をしております。電話による健康観察の際、何か変化があれば必ず連絡してくださいということで声かけをいただいております。

容態の変化への対応についてのご質問ということで、患者様からの求めがあれば医

師に聞きますと往診することもできるかもしれないけれども、まずは電話で状況を聞かせていただいて、急を要する場合は救急車を要請するという対応になると思われま
す。いずれにいたしましても、状況に応じて、その患者にとって何が一番最良か医師
が判断させてもらって、臨機応変な対応をするということでございます。

次に、②「全数把握」が中止されても、全ての患者への健康観察や経過確認を行い、
放置されないよう対応をについてお答えいたします。

全数把握の中止につきましては、昨日、岸田首相が26日から全国一律で見直す考
えを明らかにされたとの報道がございました。重症化リスクの高い人を守るために、
全数届出の対象について、65歳以上の人、入院が必要な人、治療薬の投与が必要な
人、妊婦の4類型に限定するとの発表でございましたが、具体的な手法、医療機関と
してどう動くのかにつきましては、今のところ情報等ございません。

発生数の把握につきましては、主に医療機関等において発生届をHER-SYSに
入力することによって行われております。しかし、発生届の提出の要否と治療や健康
観察の要否は今のところ別物であると理解しておりますので、保険請求、公費請求と
も関係してきますので、正確な情報を元に対応いたします。

以上、岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員からの一般質問に答弁をいたします。

私からは、3、（2）実態を把握し、収集場所の再編等の見直し、個別対策の実施
などの検討をについてであります。

本町におきましては、ご家庭から出されるごみにつきましては各地区のごみ収集所
に出していただくステーション方式によりごみ収集が行われており、現在箇所数につ
きましては、西和東地域で33か所、中和東地域で61か所、東和東地域で34か所、

湯船地域で15か所、合計、町内には143か所の収集所がございます。

ステーション方式は平成15年度から町内統一した形となり、設置場所につきましては、各地区からのご要望により協議が行われ現在に至っていると聞いております。時折、地区からの事情等によりまして要望があった際には変更が行われていた年もあったようでございます。

設置場所について変更等のご要望がある際には、区長等を通じて町に申出をしていただき、地区・町・収集業者での協議が行われており、一定のルールも設けられているところでございます。ごみ収集所を新たに編成し直すことに関しましては、これまで実施されたことはないと聞いております。

個別対策の関係につきましては、ごみ出しが困難な高齢者等の負担軽減を図ることができる方策の一つとして個別収集がございますが、収集作業の効率性や道路事情により収集車が通行できない場所への関係などの事柄があり、現段階では個別収集方式を採用でき得ない状況にあると考え、ご理解を賜りたく、お願いをするところでございます。

しかしながら、これからますます高齢化が進んでいく中で、再編・個別対策におきまして一定規則的なことはございますが、区長等、調整・協議はもちろん不可欠でございますが、できるだけ柔軟な対応を心がけるとともに、生活支援への体制整備も踏まえ、関係団体や関係部署と協力して新たな取組を進め、解決へと向かう方法について検討していく必要があると考えるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

順番が前後いたしますけども、まず、3番のごみ収集場所についてさきに伺いたい

と思います。

私、今回取り上げさせてもらいましたのは、ある地域の女性の方のケースがありまして、この方はご主人が亡くなり、また若い方も転出されまして、一人暮らしですけども、自らも運転が今できないという状況があります。

その方のごみ収集の場所というのが、以前は車等があったときはそれで運べたということだったんですけども、今は足がないという状況の中でいいますと、かなりアップダウンの激しい道を歩いて持っていくしかないという状況があります。

私の年齢ぐらいの、特に歩くことに支障がない私から見ても、量によっては、これを持っていくのは大変だなというふうに思えるような場所なんですけども、また逆に、組等によって場所が一定割り振られている部分があるんですけども、いわゆる本当はもうちょっと近いところに場所があるんですけども、そこは自分が捨てる場所ではないということで、そこには捨てに行けないということで、遠いところに持っていかないといけないという事情も聞かせていただきました。

まず、それを通じまして、今ありましたように和東町の中では大変高齢化も進んでいますし、いわゆるクリーンセンターが稼働したときにステーション方式を取られたということでもありますけども、それから20数年経つ中で、当時50歳ぐらいだった方が70歳になってしまおうとか、また80歳になってしまおうとか、そういう中で若い世代もどんどん出ていく中で高齢者世帯も増えてくると。こういう状況の変化もある中で、一度状況を把握いただいて、今の住民の方の実態に合った場所であるとか、収集方式を今後検討いただく時期ではないかというふうに考えた次第です。

そういった点で、もちろん個別の対応というのも、先ほどできるだけ柔軟にという話もしていただいているんですけども、これはぜひやっていただきたいと思っておりますけども、町の今の状況を踏まえた中でいいますと、一度ちゃんとした実態をつかんでいただいて、その上で何が必要かということを検討課題にのせていただきたいというふうに思うんですけども、その辺、課長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えをいたします。

今、岡本議員のほうからお話がありましたように、やはりいろんな事情があるご高齢の方がこれから増えてくることが想定され、今現在、実際そういう方もおられるところだと認識をしております。

先ほども申し上げましたとおり、できるだけごみ出しに負担がならないように柔軟な対応を心がけていければと思っているところでございますし、先ほども申し上げましたとおりの区長とのお話し合いは不可欠ではございますが、そういったところに実態の把握につきましても努めていかなければならない時期に来ているかなと思います。前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、また違う地域の話では、これも収集場所が大変離れているんですけども、一人暮らしなんですね。その方は町内にたまたまお子さんがおられて、ごみのときに持っていってもらえるという、そういった対応ができていう方であって、特にそれで困っているわけじゃなかったんですけども、ただ、そういう方というのは全てそういうわけでもありませんので、やはりいろんなケースがあるというふうに思います。

他人の方にごみをお願いするというのはなかなか厳しい状況もありますので、そういう意味でも、できるときにはできるだけ自分でやりたいという思いも持っておられますので、合理的な、そこに行けるのができるだけ可能な形で、収集場所等も今後考えていただけたらと思います。今、前向きにやっていきたいと言っておりました

ので、ぜひ、実態把握も含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。そこはよろしくお願ひします。

それでは、次に、コロナ対策の関係ですけれども、検査の件ですが、先ほど町長が9月以降も感染不安に応えるという意味での無料検査については継続いただいているという話だったんですけれども、事務長にお聞きしたいんですけれども、いわゆるPCR検査ですね、これは委員会のおきにも言いましたけれども、やはりPCR検査自身も大事だと思ふんです。これは今後、無料検査として実施する予定というのはどのあたりからあるのかというふうにお聞きしたいのと、先ほど合理的な理由があれば原則で言われている3回以上も可能だという話を町長からいただきましたけれども、そのあたりの合理的な理由というものの判断であるとか対応というのはどのようにさせていただけるのか、その辺いかがでしょう。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、PCR検査の実施につきましては、今、京都府の検査環境事務局というのがありますが、そちらのほうに申請書の案を見ていただいているところでございまして、ちょっと遅くなっているんですが、PCR検査は検査会社によっていろいろ分析の手法があるようですので、それが国の承認した方法に合致するかどうか、今、見ていただいているところでございます。それがいいですよということになれば改めて正式に申請をさせてもらうということで、今、進めております。

それから、回数なんですけれども、3回という制限はございますが、ご質問の中にもありますように、先ほどの町長からの答弁もありましたように、理由があれば4回以上も可能であると。ただ、これにつきましても京都府の補助金をいただいてする検査でございますので、何でもかんでもというわけにもいきません。ただ、京都府のほう

も、こういう理由でしたら4回目であってもいいですよというのを具体的に示していただいておりますので、たまたま診療所のほうでは予約制ということでしておりますので、そのときにどういう理由か聞かせてもらって、その都度になるかと思いますが、京都府と「こういう理由なんですが、大丈夫ですか」ということで調整させてもらってお返事をするという形で運用をしようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

PCR検査を今、実施の方向で動いていただいているということで、できるだけ早くお願いしたいというふうに思います。

それで、検査の回数については、先日も言いましたけども、私はこの間、受けさせていただいたんですけども、基本的に抗原検査の有効期間というのは、実施した日と次の日までの2日間なんですね。PCR検査でも1プラス3ぐらいということで、そんなに長い間、保障されるものではありません。そういう点では、やはりこれだけ感染が拡大する中では、また今後も新しい変異株による感染拡大もあるかもしれないという状況がある中では、できるだけ頻回にできる環境というのをぜひ整備していただきたいというふうに思いますので、そこはできるだけ柔軟な運用をお願いしたいと思うんです。

それと、今、診療所のほうで平日の夕方を中心に検査の受け付けもしていただいていると思うんですけども、やはり多くの方にその機会を保障していくという点でも、平日だけじゃなくて、土曜日とか日曜日とかですね、夕方だけじゃなくて夜間も含めて、できるだけ受けられる時間帯というか、機会を増やしていくということが大変必要だというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ただいまございました土日であったり夜間であったり、そうした検査の時間ですね、今、午前も午後も診察をしておりますので、かぶらないようにということで午後4時にさせていただいておりますが、その辺、スタッフの体制、検査の管理者というのを置かなくてはいけなくて、専門職ということで看護師に当たっていただいておりますので、その体制もありますので、これは所長と相談しないといけないことかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、そこは相談もいただいてやっていただきたいと思うんですけども、他の民間の医院でも検査のほうは受けていただいているという話もあるんですけども、これは基本的に受診をした上での検査なので、検査自身は無料なんだけど、受診料は要ということで対応していただいているということもありますので、全く無料でという意味でいうと、国保のほうでやっていただく分だけになりますので、ぜひ、そこでの拡充のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど福祉課長のほうから、各機関での検査の分については答弁をいただいて、高齢者施設でも一応再開したということで、今、答弁がありましたので、それはよかったと思うんですけども、ただ、京都府の対応が、要はこの間4月以降ずっとなかったんですね。これだけ拡大してたのに、逆に言えば、今はすごく減ってきている中で再開するというのはそれはそれで大事なんですけども、対応がすごく遅れたなというように思うんです。

そういう点では、今後また京都府の対応はいろいろあると思うんですけども、極力、町としても独自に対応を取るような状況も含めて検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、診療体制について事務長にお聞きしたいんですけども、先ほどいろいろ答弁いただいたんですけども、もちろん基本的に急変して救急車で行けたらとそれでいいんですけど、相楽の関係でいうと、一定たらい回しになって、行くところがないとかいうことはないのかもしれないですけども、山城病院自身が今もそうですけど、要は救急受入れができないという状況が続いている下でいえば、やはりそういうことも十分あり得ると思うんです。そのときにどうしても自宅で状況を見なあかんといったときに、先ほど訪問も可能かもしれないという言い方をされましたけど、「かも」じゃなくて、やはり本来入院が必要だけど、いろんな事情があって自宅で見ざるを得ないとか、自宅療養で当初軽症だったけど、急変してきたとか、だけど、なかなか行くところがないとかいうときに、地域の医療体制として訪問治療ができますというのは大変大事なことだと思うんですね。そこを「かもしれない」じゃなくて「できます」ということでよろしいのかどうかですね、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、訪問診療ということになりますとちょっと意味合いが違ってきますので、往診という形でお答えさせていただきたいと思います。

所長に確認しまして、患者さんが求めれば往診しても構わないけれども、診療所は1次医療ですので、やはり行ったところでできることとか、何もできないという言い方もされてましたけども、そういうことですので、その場合は救急車を要請するというのが一番スピードが速いという理解でございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

もちろんそうです。もちろん救急車で対応して、それでちゃんと行くところがあるんだったらそれでいいわけですけども、ただ、そうじゃない場合というのは全国で起こってますよね。要は、2日間もずっとたらい回しされて行くところがないとかいう場合だって全国であったわけで、そういう意味では、どんなこともありますから、この相楽地域でそういった事態が考えられないことはないと思うんですね。ですから、そのときに地域として支える手があるのかということだと思いますので、ただ、基本的には見捨てるとかいうことにはならないと思いますので、もちろん先生のほうもできる限り手を尽くすというのが基本だと思いますから、どこまでできるかは別にしても、一定、往診についてもやっていただけるということで確認しておきたいというふうに思います。

もう1点、全数把握がなくなった後の対応についてですけども、今日も載ってましたけども、要は、岸田総理は共存するということを言われましたけど、共存するんだったらそれなりの対応をしないと共存できないわけですよ、どんどん死なれるわけですから。

実際、重症のリスクがという定義自身も本来も大きく変わっているんですね。いわゆる政府自身の基本方針というのは、基本的に去年のデルタ株以降、全然変わってないんです。オミクロン株に対応した重症リスクの患者という意味での対応もまだ何も変わってないし、実際、重症者の数は減っているのに死んでる人はどんどん増えているという傾向がありますよね。感染者はどんどん減ってる傾向があるけど、死んでる人は多いと。これはやはり肺疾患とか呼吸器の関係だけで亡くなっているわけじゃなくて、オミクロン株に感染したことをきっかけにした基礎疾患の悪化であるとか、全身状態の悪化であるとかいう中で亡くなっているケースのほうが一番多いわけですよ

ね。ですから、今、政府が言ってるような古い見方による対応では、結局見逃してしまふとか、放置してしまふということになりかねないということで、都道府県などからもかなりいろんな慎重な意見が出ているというふうに思うんですよね。

そういう点で、それは政府や都道府県も医師会もちゃんとやってほしいわけですが、要は、町として全数把握が終わったとしても、もう一回確認しますが、各診療所で発熱外来で対応された方についてはつかんでおられて、そこに対して毎朝電話をいただいて、どうですかという話もしていただいていると、それは大変大事なことだと思うんですけれども、それは全数把握が終わった後も、仮になくなった後でも診療所をつかんでおられる患者さんについては、その対象から外れた方も含めて対応いただけるということによろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

先ほども最初の答弁の中で申し上げましたように、数として把握するということと、それから、健康観察ということで電話するだけになるかと思うんですけれども、今のいろいろある情報の中ではそれは別であるという理解をしておりますので、全数把握の中止ということに伴ってその方法はどうなるのかというのも、今、分かっておりませんので、現在はそれを継続するという認識でおります。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、これはすごく大事なところでね、昨年来ずっと放置されて亡くなっているケースがいっぱいあるわけです。今回、自らの国の無為無策を棚に上げて、医療機関や保健所が大変だから全数把握しなくてよろしいという物すごく手前勝手なというかね、

自らの失策を全く認めずに、とにかく医療機関や保健所が大変だからという理由で、要は、これは別に科学的根拠とか医療的な根拠があって全数把握をやめるといったのと違うんですよ。はっきり言ったら、現場が大変だからということでやるだけなんですよ。

だから、そういう下で、実際、今までつかんでおられた患者さんがどんどん外れていって放置される危険性があるということで、いろんな慎重な意見も多いというふうに私は思いますので、今、言われたように、今はそうだけど、はっきり言わせてもらったら、国がどう言おうが、実際ちゃんと自分たちのところで通ってきかった患者さんについては責任を持って放置にならないようにしていただくというのが基本だと思いますので、国がどういう方針を取ろうが、そこはぜひ町の判断としてやっていただきたいし、診療所だけじゃなくて、もちろん町内の医療機関だけで全ての患者さんを診ておられるわけじゃないと思いますから、こぼれる部分もあるかもしれないけども、最低でも町内で発熱外来で診られた方については連携をいただいて、自宅で放置するなんていうことは少なくともないように責任を持っていただきたいというふうに思いますけども、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回、この26日から変わりますが、一つ大きなのは、保健所に細かく聞いて、そして報告していかなきゃならんという、そういうようなところが一つなくなっていくのかなど。

しかし、今、岡本議員が言われるように、窓口で住民との対応していくときには、その患者さんの状態を打算的、合理的にじゃなしに、やっぱり状況を把握してその対応をしていくと。

和東町の場合は件数が増えるときもありますけども、今は二、三人、そういった状態のときには、今、岡本議員が求めておられるような状況というのは、報告事項そのものは数は減りますけども、その患者を把握していくというのは大事であって、窓口に来られたときの対応はきちっとやっていくというのは、これは医療機関の診療所であつたかて基本であると思います。そこで、後は知りませんということではいけないと思います。だから、そういう対応はやっぱりきちっとしていくことが大事だと思っておりますので、そういうつもりで認識していきたいと、こういうことでお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけど、要は、去年の夏にデルタ株でいろんなことがあつたときに、当時の菅総理が「原則、自宅療養」と言つたわけですよ。その後いろんな悲惨なことが起こつて、それは取り消すべきだというふうに全国から起こつたけど、結局取り消されてないんですよ。撤回もされてない。結局、今になってそれが当たり前になつてしまつていくということなんですよ。

これは多分、全数把握が中止になると。それだったら、どんな状況になつても多分ずっとやらないと思いますよ。今後、例えば第8波が起こつて、第7波以上にさらに大きな波が起こつても、国は全数把握を再開するのかといつたら絶対しないですよ。

もっともつと言つたら、放置されている方が増えていくかもしれないという恐れもありますので、そういう意味では、現場自身が体制をちゃんと強化するということが含めて、京都府や国にもちゃんと要望いただきたいし、町長が今、言われたことは大事ですけども、それをちゃんとできるような形で国や京都府もちゃんとやっていただけるように要望いただきたいというふうに思いますので、そこはお願いしたいと思ひます。

もう1点、後遺症についてですけれども、今、大体やはり療養を解除された後も約7割の方が何らかの症状があるということが一定データとして出ているようです。倦怠感であるとか、咳であるとか、いろんな意味での低下であるとか症状としてあるらしいですけれども、それが実際にコロナから来ているのかどうかとか、いろんな意味で、なっている方は不安になったりとか、分からないことも多いというふうに思うんです。

先ほど、一定、厚生労働省の情報にリンクするであるとかいう話もありましたけども、せめて町のコロナ対策の情報の中に京都府の京都新型コロナ後遺症相談ダイヤルの設置、075-414-5338というのがありますけども、昨日の夜の段階で私は確認しましたけども、これ自身は情報としては入ってないということがありましたので、そこはもう一回確認してもらった上で、分かりやすくアップしていただきたいというふうに思うんです。

もう一つ紹介しておきたいのは、まだ少ないんですけれども、各自治体で後遺症についての情報提供をかなりやってるところがあります。これは松戸市というところが作ったパンフレットなんですね。ここにはいろんな情報が載っておりますけども、大変分かりやすい情報になっています。こういうときはどこに相談したらいいかとかいうことも含めて、大変豊富な情報が掲載されております。こういったこともぜひまた見ていただいて、町としても、これだけ感染者が増えてくる中で、今後も含めてどのような形でこの症状が出てくるか分からないということがございます。そういう点で、できるだけ分かりやすい、手に取って見れるようなことも含めて参考にもいただいて、ぜひ、こういったパンフレットの作成も含めて情報提供、また相談体制の強化を今後図っていただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、後遺症の相談の関係につきましては、住民への周知等も行き渡ってないというのが現状であると認識してございますので、今、岡本議員からご提案がありましたような、他市町村で出しているやつ、また京都府から出しているやつとかも勉強させていただきながら、より分かりやすく、住民の皆さんが後遺症で悩まれたときにすぐさまそれを確認できる、相談できる体制のほうを今後つくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今後、そこはある意味、大きい問題になると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つ、インフルエンザの予防接種の関係ですけども、先ほど町長のほうからこれまでの対応について継続で予算計上もいただくということで、それ自身はいいことなんですけども、ただ、質問いたしましたように、やはり中学生・高校生も医療費の無料化の関係で高校生まで見ていただいている面もありますし、中高生の冬というのは受験期でもあって、そういった意味での不安というものを少しでも解消していくという意味もでございます。それも含めて、この際、とりあえず時限的でも、中高生も含めて今年も検討をぜひしていただきたいと思っているんですけども、これは町長の政策判断もありますので、町長にとりあえずもう一回聞いておきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これまで小学校6年までということで時限的ではありますが、続けてきました。そういう成果、今もご質問がありますような内容も含めて、ここでそうしますという内容にはなりませんけども、そういう方向というのは大事だと思いますが、今後、も

う少し時間をいただかなきゃならないと、このように思っております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

インフルエンザの関係は、予防接種が始まるのは大体11月ぐらいだと思うんですね。そういう点ではもう少しお時間がありますし、中高生も対象にしても財政的にそれほど大きくなるわけではありませんので、先ほども言いましたけども、今の医療費の助成制度との関連もありますし、ぜひ、そこもカバーいただいてやっていただけるように、最近では予防接種も高額になっていますので、そういう負担軽減という意味でも、そこまでぜひ対象にいただきたいと思いますので、これは再度強く要望しておきたいというふうに思います。

あと3分ですので、物価高騰対策の特にとということで、先ほど75歳以上の方の医療費の負担増については町長からも答弁がありましたけども、今回、年収200万円から383万円ぐらいの人が枠になっているんですけども、実際これは十数万円ぐらいの年金額ということであるんですけど、ただ、やはりそこからまた介護保険料を負担してたりとか、後期高齢者医療保険料がどうやとか、とにかくいろんなものが引かれてると。今の物価高の中で出ていくお金がどんどん増えてるという状況がありますので、今回1割強の方が和東では負担増になるということは分かっているわけですから、これも本当に今のコロナ禍の下や物価高ということを考えて、時限的に1年でも2年でもぜひ独自の減免等を検討していただきたいなと思いますので、そこを町長にもう一度お聞きしておきたい。

それから、いわゆる福祉灯油という部分での関係で、先ほど今後の国の財源等の動きを見てという話がされましたので、一定、それにも期待をしたいとは思うんですけども、冬についての灯油というのは必需品ですし、商品券というのはどれでも買えるんですけども、ただ、やはりこれに特化した一定の対策というのをぜひ今度は考えて

いただきたいと思っっているんです。

これは寒冷地でやられてることが多いんですけども、和東町としてもぜひ必要経費として、特に低所得者の高齢者等については大変大事な部分であるというふうに私は思いますので、この冬に向けて再度検討いただけたらというふうに思いますので、その辺、町長のお考えをもう一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

私も先ほど答弁いたしました、国民年金を持っている低所得者層というのを比べますと、全て支給してもらっておる。その上の金額だと思っんですけども、資料等、手元に何も無いわけでありまますので、そういったものをなしにはっきり言えませんので、回答は控えさせていただきますなと思っっております。

ただ、朝のほかの議員の方の答弁で総務課長が申し上げておりましたように、和東町は、いわゆる子育てだとか、住民の皆さん全部の方に対象になっていただくとか、そういう方向で多くの人に受けていただくという努力はしてきました。細かくなると抜けますので、そのことをよろしく願っいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時30分～午後2時45分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、認定第1号 令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、認

定第 2 号 令和 3 年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 令和 3 年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 令和 3 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号 令和 3 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

認定第 1 号から第 7 号の提案理由を申し上げます。

令和 3 年度和束町一般会計ほか 6 特別会計の決算につきまして、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類をつけて提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の 10 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 7 号までの令和 3 年度和束町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件については、10 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 35 号 社会福祉センター等解体工事請負契約の締結についてを

議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第35号の提案理由を申し上げます。

社会福祉センター等解体工事に係る請負金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるため提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

議案のほうをよろしく願いいたします。

議案第35号

社会福祉センター等解体工事請負契約の締結について

令和4年8月18日に一般競争入札に付した、社会福祉センター等解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名：和東町総合保健福祉施設整備事業
- 2 工事名：社会福祉センター等解体工事
- 3 工事場所：京都府相楽郡和東町大字釜塚地内
- 4 契約金額：7,400万8,000円

（うち消費税等相当額672万8,000円）

- 5 契約の相手方：和東町大字釜塚小字中溝16-1

山城・山喜特定建設工事共同企業体

代表 山城建設（株） 代表取締役 岡田秀之

- 6 契約の方法：地方自治法第234条の規定による一般競争入札
7 工期：議会の議決を得た日の翌日から令和5年3月31日まで
8 支出科目：和束町一般会計

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 1 社会福祉総務費

(節) 14 工事請負費

令和4年9月7日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、資料35です。

社会福祉センター等解体工事概要

1 工事内容

解体工事 7,400万8,000円

大内訳です。

建築解体工事 6,885万100円

電気設備解体工事 183万9,200円

機械設備解体工事 331万8,700円

除却対象大内訳です。

社会福祉センター 4,302万6,500円

旧学校給食センター 976万2,500円

森林組合倉庫 341万8,800円

簡易水道浄水場 388万5,200円

その他 1,391万5,000円

2 入札参加者

番号1 業者名称 : 山城・山喜特定建設工事共同企業体

入札金額 : 7,400万8,000円

今回入札は1社のみ参加ということでございます。

3 税抜予定価格 6,866万円

4 税抜最低制限価格 6,265万2,000円

5 請負率 97.99%

続きまして、右下、ページ1をご覧ください。

解体対象物の図面でございます。

①の社会福祉センターから⑳第二取水井戸までございます。網かけはアスベスト含有施設になります。

また、図面の一番下のほうには隣接する2棟を家屋調査対象としております。

めくっていただきまして2ページ目をご覧ください。

解体対象物リストになります。

先ほどの1ページの1番から28番の解体対象物の構造と面積になります。

そして、右側の一番下は家屋調査対象リストで、名称と仕様になります。

お目通しのほどよろしくお願いたします。

3ページ目をご覧ください。

仮設計画図になります。

安全対策の考え方になります。

最初に上のほうのとがった部分になりますが、町長公用車車庫と旧学校給食センターを解体いたします。これにより、北東側の隣接地での仮設駐車場等整備の車両動線の確保を行います。解体後は右上のほう、破線内の図をご覧ください。パネルフェンスを後退させまして車両動線を確保しております。

4ページをご覧ください。

解体後の配置図になります。

仮囲いパネルフェンス、高さ3メートルとパネルゲートは建築工事においても使用予定ですので、そのまま残置ということで残しておきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

まず、確認なんですけども、先ほど家屋調査対象1、2というのがありますけども、これはどういう意味なのかと説明をお願いしたいのと、それから、この図の左のほうにあります身障者駐車スペースというのが網かけになっております。これはいわゆる工事に伴ってそのスペースが失われるということでの代替ということなのか、また違う意味なのか、そのあたり確認をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長、答弁。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

はい、お答えいたします。

家屋調査につきましては、鉄筋コンクリート造など、頑丈な建物を解体する場合、近隣の住宅に解体工事の影響による被害等がないことを確認し、証明する目的で事前に行う調査のことを言います。今回、隣接する家屋がございますので、2棟を対象として考えさせていただいております。

もう1点、ページ1の身障者駐車スペースにつきましては、ご質問のとおり、思いやり駐車スペースとして3台分確保予定としております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで、今回解体される対象物のリストがありますけども、その中で、今回、アスベストの調査をされていると思うんですね。その中で、含まれているのは、一応、この図上では格子にさせていただいているという建物とか対象物になっていると思うんですけども、その中で、アスベストが含有しているという表現と（レベル3）というふうに書いてあるのを分けてあるんですけども、このレベル3というのはどの程度のレベルのものなのかですね。それと、単に含有して書いてある部分とどの程度違うのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

はい、お答えいたします。

備考欄のアスベストの表記でございます。アスベストにつきましては、3段階のレベルがございます。一番低いのが3で、一番高いのが1ということでございます。レベル3が一番低いレベルに該当いたします。

一番上のアスベスト含有という表でございますが、これにつきましては別途表がございます。今回提案の表からは外させていただいておりますが、こちらにつきましては含有がレベル1ということで把握しております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ほかの対象自身もそうですけども、福祉センター自身が大変古い建物で、アスベストを含有しているということで調査いただいたと思うんですけども、それで、要は、

これを解体するときに起こり得る飛散とかの関係の防止というのは、当然、今、アスベスト問題とかで歴史的にいろいろあったことがいろいろ裁判でも断罪されて、一定のそういう健康被害というのも認定されているところですけども、実際に工事を今度される業者自身のアスベストに対する対策ですね、自分たちが作業中に吸い込まないということもそうですし、それから、周りに飛散させないという意味での対策というのは当然取られるというふうに思うんですね。いわゆる近隣に一定の家がありますけども、一応、役場はそのまま業務をされているわけですから、出入りがあるという中で、職員ももちろんおられますけども、そういう方にそういった被害が出ないようにアスベスト対策というのは十分されているとは思いますが、そのあたりはどのようにされているんですか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

アスベストにつきましては、大気汚染防止法が改正されまして、4月から一部施行されております。その中で、こういったアスベストを含有する施設・設備の解体におきましては一定の資格を持った登録されている者を配置するという法律になっております。アスベストにつきましては、先ほどご質問の中にもございましたように、十分な対策を講じなければいけない対象と考えております。特に飛散性のものと非飛散性のものがございしますが、それぞれの特性に応じて安全な対策を講じて進めてまいりたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこは実際される業者さんも含めてですけど、十分に対策をいただいて、いわゆる公共工事ですから町として責任を持って対策については確認もし、それが実行される

ようにやっていただきたいというふうに確認だけしておきたいと思うんです。

それで、あとは、今回、解体撤去されるものがいろいろあるんですけども、例えば、倉庫類とか結構あると思うんですけど、今までいろんな事業の中で使われてきた倉庫であるとか、備品になるようなものというのは、一定、リストの中で移設するものとそうでないものというふうに分けられておりますけども、この辺は社協の事業のほうで、今後、老人福祉センターに移ったとしても必要なものとそうでないものということで、一応、現場と相談されて、残すもの、残さないものということで仕分けされていると思うんですけども、その辺はそういう考え方でいいかどうか。

実際、老人福祉センターに移られて一定年数されるわけですけども、そのような必要な備品については新たな購入も含めて支障がないようにしていただくということも大事だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

倉庫内並びに社会福祉センター内の備品につきましては、それぞれ関係所管課、社協において、要らないもの、新たな場所で使うもの、そして最終的に今回、住民向けの無償譲渡会の対象とするものということで色分けしております。それぞれ次の目的で使うものにつきましては、今の公共施設のほうに再活用させていただきます。

社協につきましては、今あるものを持って行って、老人福祉センターのほうで現状の体制で業務を続けていくというふうに伺っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そういった中で、実際に活動されている方が不便がないように、そこは対応いただ

きたいというふうに思います。

それと、今回、福祉センターが閉館になりまして、それで解体されると。それから、実際に総合保健福祉施設が建つまでの間、福祉センターという機能そのものは老人福祉センターに移るわけですが、ただ、これまで福祉センターというのは、災害対策上の位置づけとしては避難所指定されていたということがあります。

防災計画の中を見てみますと、例えば、一定の大規模災害等が起こったときに、そこでいろんな物資の受入れであるとか、そういったものもする拠点として位置づけられていたということがございます。新しい施設ができた際には、また、そういった位置づけをし直しとかもあると思うんですけども、それが数年間はないという状況があるわけですが、この福祉センターのこういった災害対策上の機能といったものをどのように補完するかということは大変大事だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

現状の避難所機能につきましては、B & G海洋センター等、代替の施設で機能を持たせた形で対応していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこは大変大事な拠点施設であったということもありますので、その代替的な機能が失われないように、また住民の方への周知も含めて、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、先ほど若干説明にありましたけども、確認も含めてですけども、一つは、

今回の解体工事に伴って一定の解体工事をしているという状況の中ですけれども、役場もそのまま業務はされているという状況もありますが、周辺の車両等の交通等には特に支障はないというふうに考えていただいているかということを確認したいのと、それから、先ほど若干説明されていたと思うんですけれども、一応、確認のために、職員の駐車場等、先ほど一定ここを確保して云々という話がありましたけれども、どのように確保されていくのか。今の現状と何か変わりがあるのか、公用車の管理もそうですし、職員の方の駐車場ということで位置づけられておりますけれども、そのあたりの状況。

それから、福祉センターの利用者が止めていたスペースというのがあるわけですが、もちろんこれは福祉センターの職員とか利用者が使っておられた部分という想定はあると思うんですけれども、ただ、やはり一定、一般の方の利用もあったというふうにも思いますし、そこ自身が多分これでいうと使えないんじゃないかというふうな想定があるんですけれども、それも含めて、その辺の代替的な対応ですね、先ほど身障者の駐車スペースについては移動するということがありましたけれども、一定、その辺で確保されていた駐車スペース等についての代替措置ですね、その辺、全体的な説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

安全対策につきましては、工事車両と一般車両が交わる箇所、具体的には役場、診療所、宮幸の三差路及び宮幸のガソリンスタンド前の三差路につきましてはガードマン配置等で安全対策に努めてまいりたいと考えております。

駐車場でございますが、まず、職員駐車場につきましては、グリーンティ和東の駐車場、臨時駐車場エリア、こちらのほうを使う予定でございます。公用車につきましては、社会福祉センターの駐車場等、社会福祉センターが移動しますので、診療所周辺

に43台程度の確保を予定しております。

最後に、来庁者の駐車場でございますが、診療所の現在の駐車場を活用する予定で
ございます。診療所の駐車場で約24台のスペースがございます。そちらのほうを来
庁者用として確保する予定で、周知のほうを予定しております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第35号 社会福祉センター等解体工事請負契約の締結について、原案のとおり
決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第35号 社会福祉センター等解体工事請負契約の締結について
は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第36号 町道鷺峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第二
回変更についてを議題といたします

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第36号の提案理由を申し上げます。

現在、道路メンテナンス事業として進めています町道鷲峰山線祝橋架替事業について、令和3年7月22日に工事請負契約を締結した町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事について、工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事の内容を変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただく次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、議案第36号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第36号

町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第二回
変更について

令和3年7月13日に入札に付した、町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事請負契約について下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名：令和3年度道路メンテナンス補助事業
- 2 工事名：町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事
- 3 工事場所：京都府相楽郡和束町大字中地内
- 4 契約金額：1億8,142万800円を1億8,152万5,300円に変更
- 5 契約の相手方：奈良県奈良市西ノ京町1番地34

株式会社アルス製作所近畿営業所

所長 先山 武

- 6 契約の方法：地方自治法第234条の規定による一般競争入札
7 契約の期間：令和3年7月22日から令和4年10月31日
8 支出科目：和東町一般会計

(款) 07 土木費
(項) 02 道路橋りょう費
(目) 03 道路新設改良費
(節) 14 工事請負費

令和4年9月7日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

資料No.36のご説明をさせていただきます。

町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事変更箇所 資料

1 変更内容

- ・アスファル舗装施工に係る仮設道路の変更に伴う増

2 変更内訳

契約金額 第一回変更 1億8,142万800円

(うち消費税相当額1,649万2,800円)

第二回変更 1億8,152万5,300円

(うち消費税相当額1,650万2,300円)

契約金額増額分 10万4,500円

(うち消費税相当額9,500円)

でございます。

おめくりください。

祝橋上部工の現場でございます。河川の上流から下流に向きまして右岸側になります。

中の公民館、その他隣接する住家とかございますので、この部分に規定のアスファルト舗装工事を行うための仮設道路をつけるということで変更させていただきます。

ご審議の上、賛同願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第36号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第二回変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第36号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第二回変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る9月13日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦勞様でした。

午後 3時16分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 11 月 28 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 藤 井 清 隆

〃

和東町議会議員 村 山 一 彦